

平成29年第1回東大和市議会定例会会議録第7号

平成29年3月7日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（32名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	広沢光政君
総務部参事	東栄一君	市民部長	関田新一君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	岡田博史君	社会教育部長	小俣学君
企画財政部副参事	遠藤和夫君	保険年金課長	越中洋君
子育て支援課長	鈴木礼子君	子ども生活部副参事	新海隆弘君

保 育 課 長 宮 鍋 和 志 君
青 少 年 課 長 中 村 修 君
健 康 課 長 志 村 明 子 君
都 市 計 画 課 長 神 山 尚 君
建 築 課 長 中 橋 健 君
社 会 教 育 課 長 村 上 敏 彰 君

子 ども 生 活 部 梶 川 義 夫 君
副 参 事
障 害 福 祉 課 長 小 川 則 之 君
環 境 課 長 関 田 孝 志 君
土 木 課 長 寺 島 由 紀 夫 君
学 校 教 育 課 長 岩 本 尚 史 君
中 央 図 書 館 長 當 摩 弘 君

議 事 日 程

第 1 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議 事 日 程 第 1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、17番、荒幡伸一議員の一般質問を行います。

○17番（荒幡伸一君） おはようございます。

では、きのうに引き続きまして、バリアフリーを目指すまちづくりについて再質問をさせていただきます。

③番に移りますけども、発達障害は見た目にはわからずに、周囲の人に気づかれにくいいため、本人がうまくコミュニケーションをとれなかったり、困ってしまうケースが多いそうです。体にさわられると敏感に反応したり、大声で命令口調で話をされるとパニックになったり、場の雰囲気を読み取るのが苦手など、一人一人の特性やその程度が異なります。状況に応じた支援が欠かせません。当市では、サポートカードに類するものとしてヘルプカードを配布しておりますが、利用状況について教えていただけますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） ヘルプカードについてでございますが、市では障害のある方が身につけておき、緊急時や災害時に周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくするためのヘルプカードを作成し、障害のある方や認知症の高齢者等に配布をしております。平成29年2月末現在で1,002名の方に配布をしております。市内には障害者手帳をお持ちの方が約4,000人おりますので、約4分の1の方に御利用をいただいているという状況でございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 障害者手帳をお持ちの方が、約4分の1の方がヘルプカードを利用しているということですが、ヘルプカードは発達障害のある方でも使えるのでしょうか。また、発達障害の子供が医療機関での診察時に、診療用の器具を怖がり、医師に誤解され叱られたのをきっかけに病院が嫌いになり、通院できなくなるケースも少なくないそうです。病院や美容院など日常生活で不安を感じたり、サポートが必要なときにもヘルプカードは有効なのではないかと思えますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） ヘルプカードは、障害のある方であれば、障害者手帳の有無に関係なく御利用できますので、発達障害の方にも御利用することができます。ヘルプカードの裏面には、緊急連絡先や必要な支援の内容等を記載することができ、さらに別冊のヘルプ手帳には、かかりつけ医や服薬等の医療に関する情報、支援の際に気をつけてほしい事柄等を記載する欄がありますので、医療機関で困った際などにも役立つことと思われます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

特に発達障害のある方向けのこのサポートカードのようなものを、つくるようなことは考えてらっしゃらないでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） ヘルプカードは、障害のある方や認知症で生活に支障を感じてる方など、幅広い層の方が御利用できます。市では、ヘルプカードの活用を第一に考えて、今後さまざまな機会を利用して、

発達障害のある方への周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

ヘルプカードの周知に努めていくということですが、医師会や歯科医師会を初め理容・美容関係機関などに、この啓発用のチラシを配布して協力を呼びかけ、カードの提示により社会全体に発達障害への理解と思いやりが広がることを期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

④番に移りますけども、ペアレントメンターについてお伺いをさせていただきます。

市長の御答弁でも触れていただきましたけども、発達障害のある子供の子育てを経験し、一定の研修を受けた保護者のことを言いますが、このメンターとは信頼できる相談相手を意味しております。当市の現状では、発達障害のある子供の子育てに悩む親同士が話し合える場というのはありますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 発達障害の子を持つ親同士の話し合える場ということでございますが、発達障害のある子供に限ったものではございませんが、就学前の時期ではやまとあけぼの学園での保護者会や退園児を対象としたフォローグループ、就学期では特別支援学級等の保護者会の場合などが、親同士で話し合える場であると考えられます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） では、総合福祉センターは〜とふるで行っている、このケアラー支援事業では、障害児の親が話し合える場というのを設けることはできませんでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センターは〜とふるでは、昨年10月から認知症高齢者や障害のある方の介護者、ケアラーと言いますが、ケアラーを対象に相談や交流ができる場を設けて支援を行うケアラー支援事業を市の委託事業として行っております。障害のある方の介護者向けには、主に成人の障害者を介護されている方の交流会を2回開催したところでありますけれども、障害児の親を対象とした交流の開催については、来年度以降の事業を実施する中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、検討していただいて、交流会の開催を前向きに考えていただければというふうに思います。このペアレントメンターを、当市で養成するという事は考えられませんか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ペアレントメンターは、日本自閉症協会の民間団体が養成講座を行っているものでございます。国も発達障害者支援策の一つと位置づけまして、都道府県が行う地域生活支援事業の任意事業というふうになっております。東京都におきましては、平成29年度からペアレントメンター養成派遣事業を行うというふうなことでございまして、市として養成事業を行うことは考えておりません。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

東京都において、この29年度からペアレントメンターの養成、この派遣事業を行うという御答弁をいただきましたけども、障害のある子を持つ保護者が子育てをしやすいまちをつくるためにも、今後の展開を期待したいと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

では、次に⑤番に移りたいと思います。

障害のある方が社会参加する際、困っていることはどのようなことなのでしょう。障害によって違いはあるのでしょうか。その点についてお伺いをいたします。

○障害福祉課長（小川則之君） 市長の答弁の中でも触れましたが、平成26年に実施した障害福祉計画策定のためのアンケートの調査におきまして、外出の際に困るということとして、身体障害者では道路や建物、駅に階段や段差が多いというような答えが多くございました。知的障害の方では、周りの人の障害に対する理解不足、精神障害の方ではお金がかかるというような答えが多く、障害の種別によって社会参加を困難にする要因が異なるということが推察されます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） まだまださまざまなバリアがあるようですけれども、障害のある方はどのような施策を望んでられるのか、わかりましたら教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 同じく平成26年のアンケート調査におきまして、障害者が地域で自立して暮らしていくためにどんな施策が重要だと思いますかというような問いに対しまして、いずれの障害の方も障害への理解を多く掲げております。このようなことから、障害者へのサービス等を充実させるということと同時に、地域住民の障害への理解が深まるということが求められてるというふうに考えられます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） やはり障害への理解促進を望まれてる方が多いということを感じますけれども、政府はこの2020年オリンピック・パラリンピックを機に、共生社会の実現をすることとして、ユニバーサルデザインのみちづくりの実現と国民全体の心のバリアフリーを目指すために、ユニバーサルデザイン2020行動計画を発表しました。当市においても、心のバリアフリーへの取り組みを一層進めていただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 市では、心のバリアフリーにつながる施策として、障害者差別解消法の周知、啓発、障害者理解促進事業、ヘルプカードの配布と周知等の事業に取り組んでまいりました。今後もこれらの事業をさらに進めることにより、市民の心のバリアフリーが進むように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、心のバリアが取り除かれて、共生社会の実現が進むことを期待して、次の質問に移りたいと思います。

この項の最後になりますが、⑥番に移ります。

市長の御答弁で、視覚・聴覚障害のある方も防災訓練に参加しているとのことでしたが、具体的にどのような訓練に参加されているのか、教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 防災訓練の参加についてでございますが、視覚障害のある方々につきましては、平成28年1月に地域自立支援協議会の防災・防犯部会と、それから市内視覚障害者団体の共催で起震車体験、それから煙体験、また消防署員による講話の内容で防災訓練を実施してるところでございます。また、聴覚障害のある方々につきましては、東大和市聴覚障害者協会を通して、毎年実施している市の総合防災訓練への参加について御案内をし、参加されております。この昨年の9月に実施した総合防災訓練におきましても、手話通訳者の御協力をいただきまして、避難所体験、救出救助、応急救護の各訓練に参加していただいております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 聴覚障害のある方が、総合防災訓練に参加していたとのことですが、私はなかなか気がつかなかったわけですが、特に聴覚障害のある方は、一見しただけでは障害をお持ちなのか、そう

でないのか、なかなかわからないところがあります。訓練に参加する場合は、誰が見てもわかりやすいように腕章をつけるとか、ベストを着用したりとか、工夫が必要なのではないかというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 聴覚障害のある方々が市の総合防災訓練に参加する際には、背中側に耳マークや耳が聞こえませんと書かれた防災スカーフを着用して参加されております。また、市内の視覚障害者団体でも、自分たちで災害時用のベストをそろえたと聞いてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

それぞれ工夫をしているということは、今お話を伺わせていただいて理解をいたしました。

先日の防災フェスタでは、手話で会話をしている人を見かけましたけども、防災訓練に参加している障害者は少ないのではないかというふうに感じておりますが、訓練に参加しない理由をどのように認識されているのか、健常者中心の防災訓練に参加するのは難しいというような声を障害者から聞くようなことはないのか、お尋ねいたします。

○総務部参事（東 栄一君） 聴覚障害者協会の方のお話でも、防災訓練の参加には手話通訳者の同伴は必須だとお聞きしております。障害者の中には、手順を理解するのに時間がかかったり、動作が遅くなりがちというような理由で、ほかの参加者に迷惑がかかるというような思いから、訓練への参加をちゅうちょされる方がいるのではないかと推察するところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先日、壇上でも述べさせていただきましたけども、どんな場面でも障害のある方々がいるのが当たり前になれば、バリアフリーにはならないというふうに考えます。

この項、最後の質問になりますが、障害者が一般の防災訓練に参加することのメリットをどのようにお考えなのかお聞かせください。

○総務部参事（東 栄一君） 参加するメリットということでございますが、障害のある方々やその家族が地域の方々と一緒に活動することを通して、御自身のことについて発信する力を高めることができ、また近隣住民の方々も障害に対する理解を深めることかできるなどのメリットがあると考えてございます。このことは災害に備える上で、大変重要であると考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

災害時に目や耳の不自由な人たちを、迅速かつ的確に支援するためには、一般の防災訓練に参加してもらい、支援体制を積み重ねることが大事だというふうに考えます。視覚・聴覚障害に限らず、ほかの障害がある方々を含めて、できるだけ多くの要支援者が防災訓練に参加していただけるような取り組みを進めていただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

2番に移ります。安全・安心のやさしいまちづくりについてお伺いをいたします。

①番ですけども、きのうも壇上でも述べさせていただきましたが、この高木や狭山の交通空白地域の高齢者や障害者が外出のため10分、20分かけてやっとの思いでこのバス停にたどり着いても、予定の時間になってもバスは到着せず、いつになれば来るのかわからなく、立って待ってるのはしんどいなどの声を聞きます。中に

は無理して外出もしなくなった、少し怖いけど車を手放せないというような方もおられます。ひきこもりの要因や高齢者の車両事故につながりかねません。せめてこのバス停にベンチがあればというふうに思うのですが、大津市や福岡市と同じような取り組みは当市でも考えられませんか。

○都市計画課長（神山 尚君） 私のほうから、大津市のように寄附を募ってバス停にベンチを設置することについてお答えしたいと思います。

まず、当市のちょこバスのバス停についてなんですけれども、こちらにつきましてはまず物理的に、安全に設置できるスペースがあり、かつ運転手から見やすい場所に固定したものであること。それから、一定程度の利用客が見込めるようなバス停であること、これを設置の基本的な条件としてございます。この条件に合致する箇所につきましては、今年度中に設置を完了する見込みとなっております。なお、当市の場合、設置場所につきましては、道路管理者に加え交通管理者とも安全の観点からの調整を行っておりまして、設置場所やベンチの形状が定まるには相当の期間を要しているという実情がございまして、このような状況で寄附を募ることは難しいと考えておりまして、東京都の補助金2分の1を活用して設置しているところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） いろんな基準とかがあるというようなことは理解をいたしましたけれども、この基準について、どういうふうなところだったら設置できるのかというような基準について、教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） まず、ちょこバスについてなんですけれども、物理的な条件といたしまして、1つとして設置されたベンチが自転車などの動線の支障にならないこと。2つとして、ベンチは固定式として、そこで待ってる方が安全に待機できること。それから、3点目としまして運転手からベンチの待機者が臨めること。それから、4点目としましてベンチを設置後の残りの歩道の有効幅員が2メートル以上確保され、自転車などのすれ違いに支障がないことなどの条件がございまして。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） この基準に合致するような、バス停がないというようなことは理解をいたしました。市長の御答弁で、ちょこバスのベンチについては、今年度末までに合わせて13基の設置を完了する見込みであるというふうにありましたが、今年度に設置した場所と、この先は設置する予定がないのか、お伺いをいたします。

○都市計画課長（神山 尚君） 今年度は5基を、設置を予定しております。東大和公園の入り口、東大和公園入り口、これ内回りになります。それから、グリーンタウン、東大和グリーンタウン、これ東側のほうに考えております。それから、南街のバス停ですね。こちら南側に考えております。それから、総合福祉センターは～とふるの前に考えております。それと、あと玉川上水の駅前広場に考えております。一応幅員の関係から置きそうなところは大体置けたというふうに考えておりますので、今後については今のところ予定は考えておりません。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

今、安全・安心のやさしいまちづくりということで質問させていただいておりますが、高齢者の立場に立って考えますと、寒い日などは特に、いつ到着するかわからないバスを立って待っているのは厳しいというふうに思います。何かこの地域の団体などが署名を集めるなどして、懇願したらベンチを設けられるような道が開

けるようなことはありませんでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 地域の方々に設置が可能かということだと解釈しましたが、例えば自治会等でありましたら、道路に設置するものであれば、道路占用という形で可能でございます。ただ、しかしそこには条件がございまして、的確な管理能力を有すると認められるもの、それからベンチの管理については、あらかじめ管理規定を設けて、その管理に万全を期することというような条件がございまして。それから、ベンチの設置条件の中で、歩道の有効幅員をとるとか、あとベンチを固定式にするとか、そういうような条件がかなえば設置は可能になります。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。少し道が開けたかなというふうに思います。

では、次の②番に移ります。

市長の御答弁に、カーブミラーの鏡面の清掃を定期的に行っているということでしたけども、この点について詳細に教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） カーブミラーの清掃につきましては、全体の中で半分ずつを年に1度やってございます。昨年度、平成27年度につきましては新青梅から以南ですね、南側、626基を清掃しました。1面鏡、2面鏡ともに清掃しました。今年度につきましては、今実施中でございますが、新青梅の北側ですね、619基を今清掃してる最中でございます。1年置きに清掃するような形になってございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

1年に1回ということですけども、この平成28年の第1回定例会の際、カーブミラーの表面に曇りどめを塗るというようなこともありますので、そういったことも少し工夫をしてみたいというふうに考えておりますとの内藤部長の御答弁がりましたが、どのような工夫をされたのか教えていただけますでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 霜がおりて見づらくなるということでございましたので、その霜とりの効果を見るために、曇りどめ等を塗って状況を見た結果でございますが、ミラーの面がかすんでしまい、見づらくなるというようなことや、汚れが付着しやすくなるというような弊害的なものも発生した。霜は朝とか一時的につくものですが、それがなくなった後も、そのようにも見づらくなるというような状況が見られたために、積極的に全体的に行っていくのはいかがなものかというような考えに至ったところでございます。ですから、具体的にどこの場所がというような状況がわかれば、そこに対する対策というのをもう少し検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

逆効果な部分もあったということですけども、この先、何か対策を考えられるようなことはございますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） この先の対策ということでございますが、注意を要する交差点等には、現地を確認の上、必要と判断されれば、立て看板や路面標示等で対応できればと考えてございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

湖畔や狭山など、坂が多い地域では自転車もスピードを出して坂をおりてきます。特に朝の通勤、通学の時

間帯は、気持ちと時間にも余裕がなく、車も急いでいるためとても危険を感じます。ぜひ、早い対応をお願いしたいと思います。

では、この項はこれで終わりたいと思います。

次の3番、赤ちゃんの駅について質問をさせていただきます。

まずは、この東大和市の赤ちゃん・ふらっとの現状について教えていただけますでしょうか。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 現在、市内で赤ちゃん・ふらっととして登録されている施設は全部で15カ所あります。うち児童館や子ども家庭支援センターなどの公共施設が10カ所、民間施設が5カ所となっております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） 登録されている施設が15カ所あるということですが、この赤ちゃん・ふらっとと赤ちゃんの駅の違いについて教えていただけますでしょうか。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 赤ちゃん・ふらっとは、東京都事業の愛称であり、赤ちゃんの駅は板橋区で始まり、全国に広がっているものです。どちらも乳幼児を連れた保護者が安心して外出を楽しめるように、公共施設や民間施設において授乳の場所やおむつがえの場所を提供するものであり、名称は異なりますが、目的は同じものだと認識しております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

移動式のこの赤ちゃんの駅を導入している他自治体の取り組みや状況について、お伺いをいたします。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 移動式赤ちゃんの駅として、貸し出しを行っている自治体は、北海道室蘭市、岩手県久慈市、福島県二本松市、愛知県稲沢市、犬山市、大阪府羽曳野市、貝塚市、山口県周南市、宇部市など、広く全国で実施されているようです。主にテントやおむつ交換台、椅子、マットなどを市内で開催するイベントの団体に貸し出しをしている状況です。そのほかに、移動式赤ちゃんの駅という名称ではありませんが、地域のイベントなどに、テントやおむつ交換台などを貸し出す同様の事業を、都内でも台東区、八王子市、武蔵村山市、あきる野市などで実施しております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

さまざまな自治体で導入をしているということがわかりました。

市長の御答弁で、他市の状況や課題等を調査研究していくというようなことでしたけども、現時点で考えられる課題がございましたら教えていただけますでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今都内でも同じような事業をやっているというところ、御紹介したところでございますけども、窓口どこにするのか、それから衛生面に配慮した——しないとないと思いますので、そういった場合の貸し出しの管理方法等、先進的にやっているところの調査をしたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

貸し出しということですが、当然この民間施設だけに貸し出しをするのではなくて、他部署に貸し出すようなことも視野に入れるべきだというふうに考えます。例えば先日の防災フェスタなど、当市での屋外イベ

ントの会場に、この移動式赤ちゃんの駅を設置することなども考えられるというふうに思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） その場合には、やはり購入するに当たって経費がかかりますので、研究する中では現在、赤ちゃん・ふらっとの整備の場合には、東京都のほうから補助金つきますので、それが活用できないかということも、まず研究したいなと思ってるところでございます。

それから、あと庁舎内での敷地内を活用して、イベントを数多くやられてるかと思えますけども、そのときには中央公民館とか中央図書館には赤ちゃん・ふらっとでございますので、案内の中に表記して、赤ちゃん・ふらっとこちらにありますよというような表記を担当部署のほうに要望して、入れてもらうようなことを心がけたいなというふうに思ってるところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ぜひ、お願いをしたいと思います。

最後に、29年度以降の事業をどのようにお考えなのか、また今後の展望についてお聞かせいただけますでしょうか。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 29年度は、新たに公共施設2カ所への整備と既存施設のさらなる充実として追加整備を考えているところです。それ以降につきましては、まだ未定であります。引き続き乳幼児を連れた保護者が安心して外出を楽しめるよう、整備を図ってまいりたいと考えております。また、民間施設の新たな設置につながるよう、事業者向けに市報等を通じて設置登録の周知も図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、よろしくをお願いをしたいと思います。

乳幼児を連れた保護者が、安心して外出を楽しめるように整備を進めていただくということを、ぜひお願いをしたいと思います。これは提案なんですけども、この29年度予算の新規事業で、消防費の災害対策用備蓄品の整備に係る経費に、避難所における授乳や更衣等に必要なテントを購入するということになっておりますので、屋外イベントのときはこれを借り入れて設置することなども考えられるでしょうし、この大阪の貝塚市では、市の車両を移動式赤ちゃんの駅として使用しております。いろいろなことが考えられるというふうに思いますので、前向きに進めていただくことを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

では、4番目の結婚新生活支援についてお伺いをさせていただきます。

結婚新生活支援事業は、国の補助制度ですけども、この制度を創設した背景について、お伺いをさせていただきますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 国の補助制度ということで、創設した背景でございますけども、昨日、荒幡議員さんからも御紹介がありましたように、国の調査からは結婚を踏み出せない要因としまして、経済的な理由が挙げられております。実際、年収300万円未満では、男性の既婚率が減少してるというような調査結果などもあるようでございます。このようなことから、国では経済的な理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象にしまして、結婚に伴う新生活を経済的に支援し、婚姻数の増加につなげたいという思いがあるようでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

婚姻数の増加につなげることが、この目的というようなことですが、ではこの事業の対象者、要件などについて、もう少し詳細に説明をしていただけますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 対象となる世帯でございますけれども、新規に婚姻した世帯で、世帯の所得が300万円未満であるものということと、それぞれの自治体が補助しますけれども、自治体で定める事業期間の間で、当該住宅に転入届を出し、受理されていることとなっております。支援の内容でございますが、新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用、そして住宅賃貸費用に係る支援になっております。具体的には、新居の購入費、新居の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料になっております。それと、もう一つの支援がありまして、新規に婚姻した世帯に対します引っ越し費用に係る支援になっております。こちらにつきましては、引っ越し事業者または運送業者に支払った引っ越し費用ということになっております。この大きく2つの支援を合わせまして、1世帯当たりの交付額の上限が18万円ということになっております。このような支援を行う自治体に対しまして国が補助するものでありまして、その補助率が4分の3、国の負担額が13万5,000円が上限ということになっております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） 詳細にありがとうございます。

都内でこの事業を実施している自治体というのはございませんけれども、全国では130自治体を実施しております。多くの自治体を実施しているわけではありませんが、この制度の導入が少ないのはどのような理由だというふうに捉えてらっしゃいますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） この補助制度が創設されたのが、国のほうでは平成27年の補正予算ということになっております。実際の事業が開始しましたのが28年度からということになっておりまして、ことし28年度でございますけれども、もともとそういう新生活支援事業のような活用を検討しているような地域課題がある自治体については着手が早かったんでしょうけれども、そういう地域課題のないところは、まだ取り組みが進んでないということではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

東京都内で、この事業を実施している市がないからこそ、共働き世帯にとって暮らしやすい、本市として先駆的にこの導入ができればいいなというふうに考えます。資金がなくて結婚に踏み出せないという調査結果があるため、補助制度があるだけでも背中を押すことができるというふうに思います。継続的な事業として導入できることが理想ではありますけれども、国の補助制度が心配であれば、単年度の事業としてだけでも考えていただきたいというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 国の補助制度あるところでございますけれども、国のほうでも補正予算の措置ということで、この制度がどれだけ続くかってわからないところが、やはり難しいところかなというふうに思っております。また、単年度になりますと、それぞれの制度確立した後、公平性の観点から、その継続性などがどうかという判断もあると思いますので、その辺は慎重に対応する必要があるんじゃないかというふうに考えております。

一方で、東大和市としましては、平成29年度ですね、予算のほうで出会いの機会の創出ということで結婚支援事業に初めて取り組む予定であります。ですので、結婚支援という形では、まずそちらの事業を優先して対応してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

公明党の青年委員会は、昨年の同時期に全国でボイスアクションという政策アンケート調査を実施いたしました。この東大和市内でも各所で行いました。全国1,000万人以上の方に伺った中でも、婚活や新婚世帯の支援を求める声は大変に多くありました。出会いの機会の創出も大事だというふうには思いますけども、この結婚新生活支援事業も、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

こちら要望させていただいて、次の質問に移らせていただきます。

では、最後の項目になりますけども、スポーツ推進計画についてお伺いをさせていただきます。

これまでなかったスポーツ推進のための計画が、ここで生涯学習・生涯スポーツ推進計画という形で示されました。計画策定の意義を伺わせていただけますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） お話でございますように、これまでスポーツに関する市の計画はございませんでした。今回、第二次生涯学習推進計画の見直しに合わせまして、平成29年度から10年間のスポーツに対する取り組みを具体的にお示しすることができました。この計画には、これまで取り組んできた事業で、今後も引き続き実施をしていく事業、あるいは現在は実施ができておりませんが、今後10年間の間には取り組む必要がある事業につきまして掲載をさせていただきました。この計画の策定により、今後10年間の目標値が設定されましたので、今後は毎年度の進捗管理をする中で、計画の進行管理を行うことをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

この計画の中の第4章、生涯学習・生涯スポーツ推進事業の中の4、スポーツ・レクリエーションの推進の中で、スポーツ指導者育成事業が取り上げられていますけども、現状でこのスポーツの指導者がどれぐらい育っているのか、お伺いをいたします。

○社会教育部長（小俣 学君） スポーツ指導者の育成についてでございますが、以前、体育協会の加盟団体のほうに、学校の部活において指導してもらえないかというようなアンケートをとったことがございます。その上で、指導者を募ったこともございます。なかなか全体的に広がりを見ることができない状況ではございました。また、社会教育課のほうで所管しております人材バンク制度というのがございますが、そちらのほうの中でもスポーツに関する登録というのがございますけども、こちらについてもなかなか活用されていない状況がございました。そういうことから、今回策定をしております生涯スポーツの計画の中で、今後10年間に取り組むべき事業として、スポーツ指導者育成事業というのを位置づけました。そのことから今後は体育協会並びに指定管理者、そしてスポーツ推進委員など、関係者と連携をとる中で、指導者の育成を図る仕組みづくりを構築してまいりたいと。その上で、スポーツをする指導者をふやしていきたいと、そのように考えてるところでございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、期待をしていきたいというふうに思います。

前回もこの話をさせていただきましたけども、大学で競技を続けている選手のうち、アスリートとして活躍できるのはごく一部でございまして、多くは指導者の道を目指しているのが現状でございます。スポーツの指導者として、こうした人材の活用も図れるのではないかとというふうに思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 大学との連携についてでございますけども、確かに議員の言われるように、大学、近隣市の大学でもそうだと思いますけども、その活動の中で、部活にしる同好会、あるいはサークルなどにおいて、スポーツをしている学生が数多くおられるというふうには考えてございます。また、一方、指定管理者の母体であります事業者が運営する施設において、これまでプールやフィットネスの事業の中で、大学生による指導を行っている実績があることも承知をしてございます。このようなことから、今後、スポーツ指導者の育成事業を進める中では、大学との連携も視野に入れまして、そして関係機関と連携をとりながら事業を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。しっかりと進めていただきたいというふうに思います。

また、この計画の中では、ジュニア育成事業についても触れられておりますけども、現在のこの事業内容について教えていただけますでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） 東京都体育協会が主体となりまして実施をしているジュニア育成地域推進事業につきましては、平成18年度より開始された事業でございます。当初は平成25年度に開催される東京国体に都内自治体から有望な選手を派遣する目的で始められた事業であります。その後、東京国体終了後は目的を2020年の東京オリンピック大会や国民体育大会など、上部の大会に出場する選手の育成へと目的を変えながら、現在まで継続して進められてございます。

東大和市体育協会では、平成28年度の事業として、加盟団体のうち、バドミントン、ソフトテニス、サッカー、空手道、卓球、スキーの6つの連盟が、主に市内中学校、高校生を対象に講師の先生をお呼びするなどして実技指導を行ってきたところであります。加盟団体の中には、全日本クラスの中で活躍するなど、将来有望な選手もいらっしゃるようですので、今後の成果に期待をしているところであります。

以上でございます。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

バレーボールがないのが、ちょっと残念ではありますけども、この全日本クラスの将来有望な選手もいるということですので、期待をしたいというふうに思います。

市内で、東京オリンピック・パラリンピックに向けての機運醸成を進めるためには、スポーツの指導者や選手を育成し、その人たちを核として、市内でスポーツを楽しむ人の裾野を広げていくことが、特に効果があるというふうに考えます。最後に、その取り組みについてお伺いをさせていただきます。

○社会教育部長（小俣 学君） 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けましての機運醸成についてでございますけども、私ども担当部のほうでは、東京都の補助金を活用いたしまして、既存の多摩湖駅伝大会やロードレース大会、ふれあい市民運動会などのスポーツイベントに加えまして、市民文化祭や成人式でもPRを図ってきているところでございます。また、障害者スポーツでは、車椅子バスケットボール大会の開催や、市内小中学校での普及体験教室の開催、ニュースポーツでありますボッチャという競技の大会などを実施し、機運の醸成を図ってきているところでございます。

お話にございます指導者の育成等につきましては、私どもとしますと非常に大きな課題であると受けとめているところでございますけども、生涯学習・生涯スポーツの推進計画の中でも、週に1回以上、スポーツや運動を実施している割合として定義しておりますスポーツ実施率、こちらにつきまして平成27年度の市民意識調査では35.6%でございましたが、この計画の中では平成33年度では50%以上を目指すということで位置づけ

ております。このスポーツ実施率の達成に向けて、スポーツに関する全ての団体の御協力を得る中で、スポーツ人口の裾野の拡大に取り組んでまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○17番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

全てのスポーツが推進することを期待をいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（関田正民君） 次に、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

〔2番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） こんにちは。日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、小中学校トイレの洋式化について。

①小中学校トイレの洋式化について、市の整備方針・目標と現状について伺います。

②今後の対応について伺います。

2、図書館や子ども家庭支援センター、やまとあけぼの学園などへの民間活力の導入について。

①東大和市の図書館行政の役割と現状、守るべきものと発展させるべきものについて伺います。

②市が計画している図書館への指定管理者制度導入について見解を伺います。

③子ども家庭支援センターへの民間活力導入について伺います。

④やまとあけぼの学園への民間活力導入について伺います。

3、参議院宿舍跡地や都営東京街道団地・向原団地の創出地など国・都・市有地の活用と福祉施策やスポーツ施策の拡充について。

①東大和市内には未利用の国有地が約3万平米、未利用の公有地が約11.7万平米あり、市の未利用地としてはみのり福祉園跡地と4月以降廃場になる2つの学校給食センター用地を合わせて約7,700平米になります。市民の福祉の向上に役立てるべきですが、基本姿勢について伺います。

②公有地の活用は今大きく動き出しており、福祉施設やスポーツ施設の整備など市民の暮らしの向上に役立てる大きなチャンスとして毎議会で取り上げてきました。12月議会以降の推移について、またこれまでの市の対応、検討について伺います。

③福祉施策やスポーツ施策の現状と市の対応、検討について伺います。施設整備を中心としながら、運用等についても伺います。

4、西武バスの南街路線の大幅減便について。

①前議会で、市は「これ以上の減便を避けるようさらなる経営努力を要請したい」と答弁しました。現に不自由している市民がいる以上、5割も減らされた現状の維持ではなく、もとに戻すこと、最低でも大幅改善を求めるべきと考えますと、いかがですか。

以上です。再質問は、自席にて行います。よろしく申し上げます。

〔2番 尾崎利一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、小中学校トイレの洋式化についてであります。快適な環境のもとで施設が利用できることは大変重要であると考えております。引き続き施設の環境改善に取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、図書館や子ども家庭支援センター等に対する民間活力の導入についてであります。図書館におきましては平成28年8月、公の施設の管理運営のあり方検討委員会から、指定管理者制度等導入第二次移行計画の報告を受け、開館日等のサービスの拡充を図る方法として、指定管理者制度の導入についての検討を教育長へ依頼したところであります。なお、図書館行政の役割と現状、教育委員会における見解等については、教育委員会から説明をお願いします。

次に、子ども家庭支援センター及びやまとあけぼの学園への民間活力導入についてであります。第4次行政改革大綱の取り組みであります民間活力のさらなる推進の検討を経て、施設を所管する子ども生活部へ民間活力の導入を検討するよう指示をしました。現在、継続して検討を行っているところであります。

次に、国・東京都及び市有地の活用に当たります基本姿勢についてであります。いずれの土地につきましても適正な活用を図ってまいりたいと考えております。市有地につきましては、市民の貴重な財産であり、市民サービスの向上の観点から、公用または公共用の利用の検討を行い、将来的に市として利用が見込めないものにつきましては、売却または貸し付け等、財源を確保する手段を考えてまいります。また、市内に位置する国及び東京都の土地につきましては、市有地と同様に市民サービスの向上の観点から、効果的な活用を検討する必要があると認識しております。なお、市民サービスの水準、市財政に与える影響等を考慮しまして、総合的に検討することが重要であると考えております。

次に、平成28年の12月議会以降の対応、検討についてであります。参議院宿舍跡地につきましては、介護施設整備に係る国有地のさらなる活用の対応につきまして、市有地等利活用検討委員会を平成28年11月24日に開催し、その中で介護施設として特別養護老人ホームの整備の必要性の有無については、より実態を把握した上で整備する方向で検討する。介護施設を整備するとした場合、施設建設に対して市の負担がないこと、当該施設の整備に適した市有地がないことから、国有地を活用することは妥当との会議結果となり、現在検討をしているところであります。

次に、都営有地についてであります。都営東京街道団地につきましては、平成29年2月にまちづくり条例に基づき都市計画原案の説明会を開催し、住宅、公園、運動広場及び生活支援機能の誘導など、東京街道団地地区のまちづくりの方向性を示しました。また、都営向原団地につきましては、平成29年1月に東京都から創出用地の活用について、市と協議を進めたい旨の通知を受けたところであります。

次に、市有地についてであります。みのり福祉園跡地の利用につきましては、子ども生活部におきまして引き続き検討を行っております。

次に、福祉施設やスポーツ施設の現状と対応、検討についてであります。福祉施設に係る施設整備につきましては、東大和市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び認知症高齢者グループホームの整備を進めております。また、第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画に基づき、特別支援学校卒後の利用者増への対応として、日中活動の場を整備することとしております。今後につきましては、3年ごとに策定します東大和市介護保険事業計画及び東大和市障害福祉計画の中で、必要量等を見込み、適切に施設整備を検討してまいりたいと考えております。スポーツ施設につ

きましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、西武バス路線のダイヤ改正についてであります。平成28年10月、西武バスは当市の南街地域の路線について、ダイヤ改正等を実施し、南街線につきましては利用者数を勘案した減便を行ったとのことであり、西武バスに確認しましたところ、南街線につきましては利用者数の改善が望めないため、現時点において便数の改善を行う予定はないとのことであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、小中学校トレイの洋式化についてであります。小中学校の洋式化率につきましては、国の実施する公立小中学校施設のトイレの状況調査におきまして、平成28年4月1日現在、当市の洋式化率は31.8%でございます。

次に、現状の認識と課題につきましては、便器の洋式化に係る要望を特に多くいただいております。快適な環境のもと学校生活を送る上で、便器の洋式化は必要であると認識をしております。また、洋式化率につきましても、さらなる向上が課題であると考えております。現時点での実施計画におきましては、平成29年度は小学校2校、平成30年度と31年度はそれぞれ小学校3校でトイレの洋式化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、図書館に対する民間活力の導入についてであります。まず図書館行政の役割としましては、図書館活動の一層の充実を図り、市民がともに生き、ともに学び合うことのできる社会の構築に寄与することであるとと考えております。しかし、現状につきましては、施設の利用について市民の皆様から、市立図書館は近隣市に比べて開館日が少なく、また開館時間も短いために利用しづらいとの御意見や御要望をいただいております。そのため、現在、中央図書館において、地区図書館における開館日及び開館時間等の見直しについて検討しており、この見直しに合わせて指定管理者制度の導入についても検討をしているところであります。また、図書館において守るべきものとしては、市民の皆様の学びたいと思う気持ちにできる限りお答えするため、選書とレファレンスサービスの技術の維持、貴重な地域資料の保存に努めていくことが重要であると考えております。今後、発展させるべきものとしては、施設を利用しやすい環境の整備と、単に図書資料の貸し出しというだけではなく、時代の要請に応じた事業を実施することであるとと考えております。

次に、図書館への指定管理者制度導入における教育委員会としての見解についてであります。教育委員会としての見解につきましては、現在、所管課であります中央図書館において検討作業を行っているところでありますので、検討結果を踏まえて判断していくことになると考えております。

次に、スポーツ施策の現状と対応、検討につきまして御説明をいたします。近隣市に比べ、スポーツ施設が不足している本市では、これまでも警視庁グラウンドや自治大学校グラウンドなど、他団体が所有する施設をお借りすることで対応を図ってまいりました。また、スポーツ施設の拡充の点においては、市の要望に基づき、平成28年4月に東京都から東京街道団地内の公共公益ゾーンに運動広場を配置する案が示されました。現在、市では東京街道団地地区において、都市計画決定等の手続を進めているところでありますので、スポーツ施設の整備に向けましては、今後、時期を捉え東京都と必要な調整を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） それでは、順次、再質問を行います。

小中学校トイレの洋式化の問題ですけども、今議会で私で4人目ですかね、この問題、取り上げるのは。これだけ多くの議員が取り上げてるので、何とかしなくちゃいけないという気持ちになってるんじゃないかと思いますが、先ほど東大和のトイレの洋式化率は31.8%ということでした。全国は43.3%、東京都で54.2%ということですから、かなり低い数値になります。都内で洋式化率が東大和市より低いのは2自治体と聞いていますけども、どことどこでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 文部科学省のホームページの資料によりますと、都内で東大和市より低い自治体は日の出町、それと三宅村ということになっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 多摩26市中では最下位ということになります。子供にとって、和式トイレに出会うというのは学校だけではないかというふうに思います。関連して、市内の保育園のトイレの洋式化率、わかれば伺います。

○保育課長（宮鍋和志君） 市内の認可保育園の洋式化率の状況でございます。認可保育園16園と分園1園の17園中、全て洋式化は14園、1園につきましては洋式と和式が1対1の割合でございます。残りの1園につきましては、洋式と和式の割合が9対2、もう1園は1・2歳児は洋式、3～5歳児は洋式と和式の割合が5対1でございます。そのほか、やまとあけぼの学園につきましては全て洋式でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） やはり基本的に、小学校に入って初めて和式に接するという子供が大変多いというふうに思います。

私、今58歳ですけども、小さいとき初めて洋式便器に出会って、どうやってやったらいいかわからなくて、母親に聞いたら、座ってやるんだということで、子供ですから、もう我慢し切れなくなってからトイレへ行くわけですよ。大丈夫なのかなと思ったけど、まあ実験によって真実ははっきりするというので、座ってやったらドアに向かって発射するというようになって、まあ失敗したわけですよ。

子供というのは、大人がわからないような、大人では理解できないようなことというのがあるんだと思うんです。それで、いろいろ伺ってても、和式トイレで用を足して、失敗して汚してしまって、それからもう学校ではトイレに行かずに我慢して帰ってくるって話とか、洋式トイレに並んでるという話なども他の議員からも紹介されました。特に女子児童、女子生徒は大変だというふうに思いますけれども、教育委員会の認識を伺います。

○建築課長（中橋 健君） トイレの改修につきましては、多くの要望をいただいております。その中でも、特に臭気の改善に加え、便器の洋式化につきましては多くの要望をいただいております。現在、家庭や商業施設などのトイレは、ほぼ洋式便器となっており、過去と比較いたしましても、現代の子供のトイレに対する意識も変わってきているのではないかと認識しております。トイレの洋式化は、快適な環境のもと、学校生活を送る上で必要と認識しておりますことから、洋式化率のさらなる向上に向けて、引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 今度の文部科学省の全国調査では、目標ですね、自治体の目標、トイレ整備の目標です。おおむね洋式化しよう、洋式化率90%以上を目指そうというのが42.5%。各階に和便器を1個程度残す、8割以上を洋式化しようというのが13.4%。それから、各トイレに1個程度、和便器を設置し、ほかは洋便器にする。洋式化率、おおむね60%以上というのが29.3%。合計すると85%が、洋式、洋便器を和便器よりも多くする、6割以上にするという目標を持って取り組んでいるということでした。

改めて東大和市の整備目標について伺います。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 今の公立小中学校の施設のトイレの状況ということで、国の調査に対しましては、東大和の方針ということで報告をしておりますが、これはトイレの整備に関する教育委員会の方針、主に新築、改築の場合の方針ということで調査がありました。東大和の教育委員会として回答しましたのは、新築、改築を中心とした場合には、おおむね90%以上を目指したいという方針の回答をいたしました。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 新築、改築の場合はそうだということですが、整備目標については明確にされていないわけですね。今後も、先ほど御説明ありましたけども、29年度、30年度、31年度、2校、3校、3校やるということですが、他の議員への答弁ですけれども、1年生中心にということですから、かなり小規模なものになるというふうに思います。

それで、教育委員会として、やはり実施計画でどうかということとは別にして、教育委員会としてきちっとした目標を掲げて取り組むということが必要だと思います。その点、いかがでしょうか。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 学校施設の安全安心、そしてトイレとなりますと、特に環境面ということで、計画的に、また大きな財源を伴いますので、特財などのそちらの動向なども注視して、これまでも取り組んでまいりました。先日、他の議員にも御質問に対して御答弁がございましたけれども、トイレの洋式化は26市の中でかなりばらつきはあるというふうに認識しています。整備が進んでいるところは大変高い数字、また東大和を含めて30%台というところも7市、26市の中でもあるという状況でございます。そういう中で、財政状況が厳しい中でも一つの課題だと認識しておりますので、今回の東京都の補助、それが精査をしまして、追い風となるものであれば前向きに活用していきたいという、そういう考えでおります。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 御説明の中で、洋式化とあわせていろいろ床のことなんかもやったり、悪臭をなくすという効果もあるということですので、この悪臭対策等々、あわせて目標を持って今の計画以上に推進していただくよう要望します。

次に、2番目のところですが、①、②あわせて図書館の指定管理者制度導入にかかわっていますので、質問します。

前議会で森田議員のほうで、図書館、博物館等について、総務省がトップランナー方式の導入を無期限に見送ったという問題を取り上げました。トップランナー方式とは何なのか、またこれを導入しないということは何を意味するというふうに考えられるのか伺います。

○中央図書館長(當摩 弘君) 総務省は、トップランナー方式は国の経済財政運営等改革の方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で、他団体のモデルとなるようなもの、地方交付税の基準、財政需要額の算定に反映する取り組みを推進する目的で、総務省がこの対象と企業を定めて実施するものとなります。導入しないということに対する意味合いですが、トップランナーの方式の導入を見送

ることにつきましては、地方交付税の算出の対象とするには、まだ時期尚早ということで判断されたものと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ちょっとよくわからないので、市民の皆さんが聞いてわかるように御説明いただきたいと思ってるんですけども、トップランナー方式というのは、例えば民間活力導入したことで、その事業にかかる経費がぐっと減ったという自治体が幾つか生まれた場合に、それに合わせて経費計算をする。だから、同じように民間活力を導入しない自治体については、必要経費が賄われなくなる。だから、同じように民間活力を導入しないといけないという、そういう誘導する政策にもなるし、国としては自治体に対するお金を絞る道具になるというのが、トップランナー方式だと思います。

これを図書館等へ導入を見送るということは、これは無理があるよという、これで自治体の財政を締めつけたら無理になるよということの意味するんだと思うんですね。総務省が図書館などへトップランナー方式の導入を見送った理由は何でしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 総務省がトップランナー方式を見送った理由といたしましては、次の4点を挙げております。1点目といたしましては、地方団体においては指定管理者制度を導入しないとの意見が多いということです。2点目といたしましては、関係省や関係団体において、業務の専門性、地域ニーズへの対応、持続的、継続的運営の観点から各施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見があるということ。それから、3点目です。実態として、指定管理者制度の導入が進んでいないということ。4点目といたしまして、社会教育法等の一部改正、2008年のものですが、国会審議において、社会教育施設における人材確保及びそのあり方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分に考慮し、検討することなどの附帯決議があるといったことが理由となっております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 今4点、挙げられましたが、地方団体においては以下の観点から指定管理者制度を導入しないとの意見が多いという中で、図書館、博物館等についてはどういう理由が挙げられているのか。それから、文科省、関係省の中に文科省が挙げられていますけれども、文科省においても施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見があるというふうに書かれてるわけですが、文科省がこう言ってるのはどういうことなのか。2点、伺います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 1点目の地方団体における指定管理者制度を導入しない理由といたしまして、図書館、博物館に該当する部分ですが、こちら教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方公共団体の職員として配置することが適切であると、こういった理由です。

2点目の施設の機能が十分に果たせなくなることが懸念されるとの意見があるとの、この件についての文科省の言われていることですが、図書館、博物館、公民館につきましては、それぞれの法律のもと、司書、学芸員の専門職員が地域や住民の多様なニーズに応じた教育活動をしているところ、これらの役割を担う適当な指定管理者を得ることができないなどという理由により、指定管理者制度を導入しない自治体が多くある。こういった中で、同制度を標準としたトップランナー方式を導入した場合、その機能が十分に果たせなくなるとの懸念を伝達したというふうに言われております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） これは図書館行政にかかわる根幹的な意見だと私は思います。この点をどう認識してる

のか伺いたいわけですが、2月23日の衆議院総務委員会で、我が党の田村議員がこの問題、取り上げました。昨年12月14日に地方財政審議会の答申が出されて、その中でこういうふうになっています。一方、業務の性格として、これまでトップランナー方式として導入された定型的業務と異なり、教育、調査研究、子育て支援といった政策的な役割を有しており、民間委託等の業務改革が進んでいないものについては、トップランナー方式を導入するのは適当でないというふうに答申が出された。

これに基づいて、図書館などの指定管理者制度導入へのトップランナー方式を見送ったというふうに、総務大臣はここで答弁をしました。同時に、同じ委員会で、文科省も施設の機能が十分果たせなくなる懸念があるというふうに答弁をしています。中核的教育施設である図書館への指定管理者制度導入はなじまないというふうに、流れは大きくかつ明確に変わったというふうに考えます。この認識が、市にはあるのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 市の認識ということでございますけども、図書館におきましてトップランナー方式の適用が見送られたということは承知をしてございますが、今回の件によりまして指定管理者制度の導入ができなくなったということではないというふうに理解をしてはございます。昨年の平成28年12月に行いました利用者アンケートの調査を見ても、図書館の開館日の増や開館時間の延長を希望する方、そして待ち望んでいる方がいるということは事実でございます。東大和市全体の図書館の利用の利便性の向上のために、現在においても指定管理者制度は有効な手法として、引き続き検討していくものと考えてございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 公の施設のあり方検討委員会の議事録を、情報公開で入手したものは全て読みました。私の理解では、これは図書館だけではないんですけれども、この検討委員会の考え方として、民間活力を導入できない明確な理由がない限り導入しなくてはならないという前提がある。図書館についても、したがって指定管理を導入しよう。ただ、反対が強いと思われるので中央館は除こうと、当面ですね。導入しても経費削減は見込めないの、開館日や開館時間の延長というサービス向上を前に押し出して市民の理解得ようという流れで、この図書館への指定管理者制度導入についての検討が進んでいったというふうに、私は読みました。

それで、出発点は、民間活力を導入できない明確な理由がない限り、導入しなくてはならないというのが出発点だった。この出発点が崩れたわけです。国においても、文科省においても、総務省においても、図書館への指定管理者制度導入は、その本来の業務を壊す可能性がある。したがって、余り好ましくないんだという見解を示してるわけですから、出発点が崩れた。これを、それでも導入しようということなんでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 公の施設の管理の運営のあり方検討委員会につきましては、指定管理者制度に係る基本方針に基づきまして、公の施設における管理運営のあり方の検討における施設管理運営の点検として、今後さらに多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の持つ能力を活用し、サービスの向上とコスト削減を進めていくためにある会議でございます。その中で、従来、市民の皆様からの図書館に関する御意見や御要望、御要望ですね、そういうものをどうしたら課題の解決ができるのかと、そういうことを考えてきたわけでございます。そういう中で、私どもとすると、教育委員会としての検討をしていく今立場でございますけども、この開館日の増や開館時間の延長、これをどうしていくのか、これは喫緊の課題だというふうに考えておりますので、今の職員体制で改善ができない以上、あらゆる手法を使って課題の解決をしていくと。そういうためには今後もこの件については考えていかなければならないと、そういうふうに考えてございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 今回の提案は、2つの地区館の指定管理だから、中央館は対象でないので心配に及ばないという向きもあるようですが、市の検討内容を見ると、地区館に指定管理を導入した後、その様子も見ながら中央図書館についても導入について検討することになってると思いますが、この点について確認します。そうなると思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） ただいま議員のおっしゃられたとおり、市の公の施設の管理運営のあり方検討委員会の第二次基本移行計画では、なお書きとしまして、中央図書館は地区図書館への指定管理者制度導入後の効果を踏まえ、別に検討する施設とするとされております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 東久留米市では、地区館に導入した後、今現在、中央図書館への指定管理者制度導入が持ち上がって大問題になっています。

収入を生まない図書館の指定管理では、賃金をどこまで下げられるか、これが勝負になる。東大和市が参考にしている図書流通センターの非正規雇用率は98.5%です。東久留米市の図書館、地区館の指定管理後、3年間の離職率は44%、全く不安定です。貸し出し限度を8冊から30冊に引き上げたことで、貸し出し冊数は若干伸びていますが、市民の登録者は25%前後から17%へと激減しています。地区館に導入しただけでも大変大きな影響が出ているわけです。中央図書館には、指定管理者制度を導入しないということは、現時点で東大和市は明言できるのでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 答弁が一部重複いたしますけども、市の公の施設の管理運営のあり方検討委員会の第二次の移行計画では、なお書きで、中央図書館は地区図書館への指定管理者制度導入後の効果を踏まえ、別に検討する施設とするというふうにございますので、現段階での明言はできない状況でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 明言できないわけです。したがって、図書館全体を丸投げするための一里塚になる可能性もあるということです。

では、指定管理者制度導入を地区館だけにとどめればいいのか、決してそんなことはないとは私は考えます。地区館の図書館が、また図書館員が、今現在どのような仕事をしてるのか教えてください。

○中央図書館長（當摩 弘君） 現在、地区館の行ってる業務としましては、大きく、まず1点目としましてカウンター業務、こちら窓口、配架、整架等です。それから2点目、行事の開催、準備、こちらはおはなし会、わらべうた、これは月に2回ずつ。あと施設見学会を実施してるところもございます。それから、3点目ですが、カウンター業務以外の内部勤務です。こちらは発注ですとか納品のチェック、装備、修理、返却、予約の処理、伝票処理、督促電話等、こういったことです。それから、4点目としましては、その他ということで、会議ですとか出張、こういったものを行っております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私、この図書館問題、これまでも何回か質問していますが、東大和市の図書館、大変頑張ってるということは、教育委員会とも共通認識になってると思います。これまで下村湖人全歌集の資料収集に、東大和図書館のレファレンス室が大きな役割を果たしたという事例。それから国会図書館でも、美術館でもわからなかった本の所在を東大和市の図書館が探し出した事例。難病のお子さんについて、レファレンス室での資料提供を得て、治療経験を持つ医師に出会って、そのお子さんが元気な毎日を送ってられるという経験。必要な人に、必要な情報を提供したいという図書館員の熱意が感じられる事例がたくさん、これは

教育委員会からも、私からもこの場、この議場で紹介されました。小俣部長からも、質の高いサービスが提供できているという答弁がありました。やはりそういう質を何が支えているのかということがあると思います。民主主義の基礎である知る権利を保障して、子供と市民の成長を保障するために何が足りないのか、そういう観点で常に追求を続けている。こういう役割は、公でなければ保障できないと考えますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいま東大和市の図書館のレファレンスにつきまして、高い評価をしていただきまして、ありがたいと思います。レファレンスに、これまで図書館でやってきた内容につきましてであります。地区館での対応ができないような内容の重いレファレンスの場合につきましては、これまで中央館のほうで対応してきたと、そういう経過がございます。また、東大和市だけで完結ができないような、そういうレファレンスもありまして、その場合には都立図書館等へも協力を求めて対応してきた状況でございます。このレファレンスにつきましては、直営、そして指定管理者制度、いずれにもかかわらず、これまで同様、できる限りの利用者の御質問や御要望に応えるよう、努めていかなければならないサービスであると、そういう認識でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） そういうレファレンスで、すぐれた仕事がたくさん東大和図書館にあるというお話、これは一致したところですが、そういったすぐれたレファレンスを支えている司書、職員ですね、これを育ててきたということが、東大和図書館の大きな役割だったのではないかとこのように思うわけです。ここをさらに育てていく、人材を育成していくということが、東大和の図書館で、私は発展させるべき第一の課題ではないかとこのように考えるわけですが、この点についての認識を伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館でのレファレンスにつきましては、確かに蓄積されたノウハウにより、解決できることが多いのかなというふうには思っております。そういう意味では、人材を育てていくというのは、そのとおりであるというふうに私も思う部分はございます。ただ、市役所の職員ですんで、人事異動はございます。そういう中で、そのノウハウを引き継ぐ、そういう必要性もあるというふうに考えるところでございます。このレファレンスにつきましては、さまざまやり方が、そのノウハウを引き継ぐ、ノウハウ、やり方はあるのではないかとこのように考えておりますので、その点については慎重に考えていきたいと思っております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ところで、いわゆるレファレンス、レファレンスといっても何かよくわからない、図書館アンケートでも2%とか5%とかっていう数値が、利用するっていう数字が出てますけど、レファレンスってよくわからないんだと思うんですね、言葉そのものがね。まあ調べ物ですよ。それで、私はこういったことは、レファレンスというのは、レファレンス室でやるもんだというふうに思っていました。だけど、今回いろいろ調べたり、お話、伺ったりする中で、事件はレファレンス室で起きてるんじゃないと。大半はカウンターで聞かれてとか、書棚の前で長い間、行き来している親子に、「何かお探しですか」と声をかけて、そういうところから始まっている。結果についても、レファレンス資料ではなくて、図書館の蔵書を貸し出したり、示したりして解決する事例、たくさんあるんです。ですから、事件はカウンターで起きてる。3つの図書館全体で起きているというふうに思います。レファレンス業務というのは、レファレンス室だけではない、図書館全体の業務の密接不可分な業務。2つの地区館を切り離してしまっただけで、これまでどおりのレファレンスを維持すること、これは不可能だというふうに私は思うわけですが、この点、いかがでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） ただいま、レファレンスの御質問ですけれども、カウンターでのレファレンスは、基本的にパソコン等の検索システムにより、ほとんどの場合が、利用者のお尋ねについては解決してしまう場合がほとんどです。こちらの検索システムの使用につきましては、臨時職員も含め全ての職員で対応している状況です。カウンター等の資料の照会は、リクエストの受け付けですとか他館からの借用等の手続、こういったものがほとんどですので、その場で完結させてしまうというような形になっております。ただし、中にはやはり内容の重いレファレンスというのが必要になってきますので、こちらにつきましてはカウンターのほうで、レファレンスの使用を御紹介するというふうな形で対応しております。このような、同様なやり方を続けることが可能であれば、地区館において、たとえ指定管理者制度を導入した場合であっても、ほぼその場で解決されるというようなことから、サービスの質を落とさずに対応していけるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私は、地区館の役割を図書の貸し出しと棚の整理だけだというふうに考えてるのではないかというふうに、ちょっと思ってしまうわけです。もちろんこれらの業務も大変大切な業務です。不便を感じずに利用者が利用できるというのも、こうした業務によって空気のように支えられているからですよ。レファレンス、調べ物も、これらの業務と密接不可分だというふうに、私、伺いました。選書の際、それから新しい本が入ってきた際、毎日の書架の整理の際に気になる本をめぐって構成や内容を頭に入れておく。こうした積み重ねが、市民からの質問に答える役に立っているというふうに聞いています。身近に立ち寄れる地区館でこそ、いろいろな知りたいこと、調べ物の手助けをして、市民の知る意欲、民主社会の一員としての自覚を育てる、こういう役割があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館の地区館が市民の皆さんにとって、より身近で気軽に立ち寄れる場所、施設であってほしいということは、私も同じように思うところでございます。そのため、まずは開館日及び開館時間の拡充を図りまして、今以上に市民の皆様を知る意欲、それに加えてそのための機会を、少しでもあっていると、そういう機会をふやしていくことも大切ではないかというふうに考えるところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私は、開館時間を長くするのは間違いだというふうには一言も言っておりません。ただ、先ほど紹介しましたけれども、東久留米も指定管理者、分館、地区館に導入して、開館時間、長くしても市民の登録は減ってると。ここに何があるかということなんです。図書館の役割が何なのかということが問われるんじゃないかということなんです。

小さな地区館では、調べ物の役には余り立たないだろうというのも間違いだというふうに聞いてます。図書館とは、ネットワークそのものなんですね。地区館と中央館、近隣の図書館、さらに都立図書館や国会図書館、場合によっては海外とも連携をとって調べ物をする。だから、小さな図書館でも大きな役割を果たすことができる。この有機体をばらばらに運営するなんていうことは、非効率きわまりないどころか役割の発揮を阻害することになるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 中央図書館と地区館の役割についてのお尋ねだというふうに理解をいたしますけれども、先ほどちょっと一部重複いたしますが、図書資料等の簡易な調べ物については、ほとんどが各図書館の検索システムで解決ができており、地区館から中央館への問い合わせは現在ほとんどないというようなお話は先ほどしたというふうに理解をしております。また、内容の重いレファレンスにつきましては、中央図書館

のレファレンス室のほうの利用を、御案内きちんとしてますので、そういった意味では中央と地区館の役割の発揮を阻害するまでのものとは認識してございません。議員のほうが言われております、ばらばらの運営というところがございますけども、仮に地区館に指定管理者を導入したとしても、市の図書館であることには間違いはないと思っております。地区館だけ指定管理者を導入している近隣市ですね、そちらのことをちょっとお話、聞きますと、定期的に、具体的には月1回ですが、中央図書館と地区図書館が集まって話し合うような場を設けているというふうに伺っております。そういうことから、市の図書館としてばらばらに運営するような運営にならないようなやり方はあるというふうに認識をしております。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 東大和市は、中央図書館があります。それから、清原と桜が丘に地区館があります。地区館は、ただの窓口だけなのか、それでいいのかということなんです。やはりその地区館、身近にいる方が行く。そこで、知りたいことを聞く、そのための本を聞く。今余り地区館でそういう役割、果たしてないかのようなお話もありましたけれども、私はそれは事実と違うと思いますし、もしそうだとすれば、逆にそこは伸ばさなくちゃいけないところです。市民のすぐそばにある地区館が、いろんな調べ物、知りたいこと、そこに寄り添って市民の知る意欲や学習権を保障する、そのために地区館をどう発展させるのか、そのことこそ教育委員会が気を配らなくちゃいけないところではないか、目指さなくてはいけないところではないかというふうに思います。

指定管理から直営に戻った他市の図書館の事例ですけれども、子ども読書推進計画に基づいて、家で本を読む習慣を身につけてもらおう。でも、貧困家庭やネグレクトなど問題を抱えた家庭ではとてもそんな状況ではない。そこで、市内全保育園で読み聞かせをやらう、そのためのボランティア育成などに取り組んでいこうということで今進めているそうです。これは推進計画作成の段階からかかわれる直営図書館の大きな強みです。そして、市の施策に基づいて意欲的に取り組んでいる。中央館だ、地区館だということではなくて、挙げてやらなくては、これできないわけですね。図書館を切り刻んでしまっただけでは、こうした取り組みもできないということになるんじゃないでしょうか。そもそも仕様書に書いてないことは、お願いすらできないということになるとは思います、いかがでしょうか。

○中央図書館長(當摩 弘君) ただいま議員のほうから御紹介ありました子ども読書推進計画、こちらにつきましては図書館だけということではなくて、地域の保育園、幼稚園、児童館、こういった関係機関とも密接に連携しながら参加をしていただく計画となっております。ただし、その計画の策定事務につきましては、中央館のほうで担当させていただいております。その意味では、地区館も含め、関係の組織については一緒にやっていただく計画となっております。また、後段の仕様書に書いていないことについては、お願いすらできないという部分についてであります。こちらにつきましては、例えば指定管理者制度を導入するとした場合であっても、仕様書等、作成する中に、例えば地震の発生時の対応ですとか、そういったような不測の事態、こういったものも支障が生じないように、他市の事例等を参考にしながら作成していく必要があるのではないかなどというふうに考えております。

以上です。

○2番(尾崎利一君) 私が伺ってる核心に対して答弁がないというふうに思います。

今挙げた事例は、市の施策を熟知した直営だからこそできるわけです。今仕様書の話、出ましたけれども、東久留米では学校図書館との連携が進んだけれども、地区館の仕様書をはみ出る部分は中央館から応援に行っ

て事業をせざるを得なくなっている。事実として、そういうことになるわけです。お金が発生しない図書館で、探し物で困っている利用者に、こちらから声をかけて相談に乗ったら、余計な仕事がふえて非効率になるわけです。これが営利主義、民間の立場です。これは別に非難できることでありません。しかし、図書館は中核的教育施設として市民の学習権、教育権を保障し、伸ばさなくてはならないという視点で考えれば、困っている方に声を、こちらからかけて相談に乗るという業務は大変重要で、効率的な本来の仕事そのものになるわけです。総務省や文科省も、指定管理者制度導入は図書館にそぐわないと言っている理由の核心もここにあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 先ほど議員のほうから、地区館については貸し出し業務だけだというふうに理解をされたということですが、私は一切そういうつもりはございません。地区館においても、市の図書館であることには間違いございませんので、市民が来た際には、何のために来たのか、どうしたら満足していただけるのか、親身になって対応して満足して帰っていただくことができなければいけないとは思っております。

指定管理者と協定を結んだこと以外、やらないことで非効率になるのではないかということのお話ございましたけども、図書館のほうは収益施設でございませぬし、それは議員の言われる部分、そのとおりでございませぬが、また指定管理者制度になじまないという御指摘があることも承知はしております。しかしながら、これからの図書館というのは、やはり経営的な視点を持ち、職員もできる限り時間を効率的に近い、多くの業務を処理して、他市で始めたようなさまざまなサービス、こういうものを提供していく必要があるというふうに考えているところでございます。今後どのような管理運営方法がいいのかにつきましては、社会情勢や利用状況などの全体のバランスを考慮して判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 今、図書館も経営的視点を持ちというのは、ちょっとどういう意味なのか伺います。

○社会教育部長（小俣 学君） その経営的視点についてでございますけども、やはりそこにいる館長、そして職員ですね、嘱託さん、臨職さんも含め、そういう全員のですね、そこにいる職員がやらなければならないこと、そういうことを全員で対応していくと、課題があれば解決していくと。そういうような考え方が、経営的視点、いろいろ課題はあると思いますが、そういうものをクリアしていく、そういう考え方でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） そういうことであれば結構ですけれども、私が言いたいのは、民間が事業をやる場合の視点と、公がやる場合の視点は全く違うんだということを強調してきたつもりです。最小の経費で最大の効果を上げる。その効果が、お金なのか、市民の成長になるのか、知る権利、学習権、教育権の保障になるのか。ここが明確に違うわけです。

それで、開館日をふやすということ。私は、青天井にふやせばいいというものでもないというふうに思いますけれども、この開館日をふやすということも、学習権を保障する上で大切なことだというふうに私も当然思います。しかし、先ほども言いましたけども、東久留米でも図書館登録者が激減しているという状況があるわけです。ですから、今の課題、図書館全体の発展方向からではなくて、指定管理者制度をどう導入するのかという視点からばかり考えて、そのために図書館の魂を抜いてしまっただけだと私は思うわけです。

私、公民館の運営審議会の委員、やらせていただいて、公民館活動の大切さというのは非常によくわかって

勉強になりましたけれども、この間、何回か図書館についても取り上げさせていただいて、改めて図書館の役割というものに目を開かれたという思いがしています。今、指定管理の問題、大きな問題になっていますけれども、これを契機に本当に図書館というものがどういう役割を果たすべきなのかということを、市民的にもはっきりさせていくということが必要になると思います。機会があったら100分丸々使っても、図書館問題、今度やってみたいというふうに思っています。

図書館への指定管理者制度導入は、地区館だけであっても行うべきではないというふうに私は思います。このことを申し上げて、次に移ります。

③、④、子ども家庭支援センター、やまとあけぼの学園の問題です。

やまとあけぼの学園と子ども家庭支援センターや、子育て包括支援センターをみのり福祉園の跡地に持ってきて、ワンストップで子育て支援を推進するという構想などもいろいろ議論をされているようです。市民にとっていいことであれば、民間活力導入そのものを否定するものではありません。ただ、今行われてる民間活力導入の多くが、官製ワーキングプアを生み出すという状況になってきているのは、これは問題だというふうには思っていますが、今回は幾つかの懸念について確認したいと思います。

先にあけぼの学園の問題ですけれども、2006年11月1日の公の施設のあり方検討委員会の資料では、担当課の方向性として直営とされており、特記事項でも今後も増加が見込まれる発達障害児、発達につまずきのある子に対して、各関係機関との連携を行い、療育支援の場所が必要である。そのためには、きめ細かな支援ができる公設公営が望ましい。なお、職員については、今後、嘱託員を利用していくことも考えられるというふうに書かれています。

また、2014年3月10日には、やまとあけぼの学園は市の直営でやるべきだという子ども生活部の検討内容がまとめられています。理由として4点と、民間活力導入の懸念、1点が挙げられています。理由の4点については、1つは連携のとりやすさ、2つは人材の育成、3つは民営化移行のリスク、4つは障害児子育ての拠点、以上、挙げた点から、また懸念としては個人情報への漏えいや経営状況によって不安定な運営となるおそれがある民間活用は避けてというふうに書かれているわけです。これらの点については、現在どのように考えているのか伺います。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 発達に関する支援等を必要とするお子さんと、その保護者に対し、公立、民間の分け隔てなく、必要に応じて関係機関が連携していくことが重要であり、各機関それぞれが連携の強化を図っているところです。やまとあけぼの学園が民間活力を導入した場合においても、今までどおり保健センター等との連携は十分実施可能だと考えております。また、児童発達支援事業は、多くの社会福祉法人等が実施しています。高い専門性や事業のノウハウ、人材等、それぞれの法人等において確保しており、民間活力を導入することで専門性が低下するとは考えておりません。そのほか民間活力を導入する際には、丁寧な説明と引き継ぎを行うことで、できる限り利用者の皆様が不安を感じないように努めることが重要であると考えております。その時々に必要なニーズを市が委託し、個人情報の扱いについてもきちんと対応を図ることで、サービスの向上にもつなげられると考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ちょっと不思議なんですよね。というのは、2014年に、これらの理由から直営が望ましいって言われて、その2年後ぐらいには民間活力導入というふうに変わってるんですよ。状況が変わったのか、クリアできるということが明確になったのか、そこら辺についてちょっと伺いたいのと、それからあけぼの学

園については全面的に民間に委ねるということで考えているのか伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） やまとあけぼの学園の民間活力の導入の検討につきましては、現在、事業全体を委託することが可能か、またはそれが否かということを検討しているような段階でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） その場合、懸念すべき点、クリアすべき点はどのように考えているのか伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） やまとあけぼの学園につきましては、先日も他の議員さんからも御質問ございましたけども、築44年半たつてるといふようなところでございます。民間活力の導入とあわせまして、みのり福祉園の活用も視野に入れながら、老朽化対策も必要な状況であると考えてるところでございます。みのり福祉園跡地の全面的な活用をどのようにするか、その内容いかんによっては、委託の方法も変わってきてるんじゃないかなというふうに思っております。懸念は部で検討した段階ではございましたけども、利用するお子さんと、その保護者ができる限り不安にならないように、丁寧な説明と引き継ぎ等を行っていく必要があるというふうには考えてるところでございます。なお、やはり先ほども担当副参事のほうからも話しましたけれども、やはりいろいろな事業を各社会福祉法人がいろいろ担っておりますので、その辺のノウハウは民間にも十分あるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 拡充すべき点として考えてることがあれば伺います。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） やまとあけぼの学園の既存の事業のほか、発達障害児の早期発見、早期支援に対する取り組みとして、発達障害者支援事業の導入の検討をしております。また、国の動向として、平成32年度までに児童発達支援センターの設置が努力義務として挙げられてることもあり、それらも視野に入れながら今後考えていく必要があると考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 次に、子ども家庭支援センターについて伺います。

これも2013年6月24日の検討委員会の資料によると、この子ども家庭支援センターについては、平成21年度の段階で民間活力は導入しないと決定されています。その理由は何だったのか伺います。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 平成21年度は、子ども家庭支援センターが先駆型と呼ばれるセンターへ移行した時期と重なっております。児童虐待等のケースワーク業務も行う中で、民間活力の導入はしないという決定になったのではないかと思います。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ではないかと思われましてということは、はっきりわからないということなんでしょうか。市の内部のことなので、ちょっとそこを、ちょっと確認とききます。

それから、同じ文書の中で、平成22年度にも民間活力導入困難という結論になっていて、市長、副市長もそうだねと、民間活力導入困難だねというふうになっているんですが、理由としては、児童虐待などの相談業務は正規職員が警察、児童相談所かな——と連携をとり、個人情報に配慮して業務を行っているためという理由になっています。この点はどのようにクリアするのか伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子ども家庭支援センターの運営する事業の中におきましては、子育てひろばなどのサービス提供は民間活力により実施をいたしまして、虐待対応の強化などの専門性の強化事業、それから要対協という要保護児童対策地域協議会でございますけれども、こちらに関することは市直営とすることで、

平成22年度の民間活力の導入が困難という理由については、クリアできるものと認識してるところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） そうすると、子ども家庭支援センターの業務を公と民間に切り分けて推進するということになると思いますが、ちょっとここ大事なところだと思うので、どのように切り分けていくのか、詳しくわかれば伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子ども家庭支援センターは、子育てに関する相談、総合的な相談を初め子育て講座や行事の開催、それから幼いお子さんを連れた保護者が気軽に御利用ができる交流スペースの開放などを行っております。それから、一時預かり事業や、緊急一時保育事業、必要に応じた養育支援の訪問事業などのサービス提供も実施しているところでございます。その一方、要支援家庭とか要保護児童等に関する支援を、関係機関と連携して行っているところでございます。今申し上げた支援には、児童相談所や警察を初め、多くの関係機関との連携が必須でございまして、担当部といたしましては、この部分については市直営で担当いたしまして、先ほど申し上げた残りの分は民間に委ねられるのではないかとこのところを検討しているところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 拡充について、考えてることがあれば伺います。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 現在、子ども生活部では、みのり福祉園跡地へのやまとあけぼの学園を移転することを優先して検討するとともに、子育て支援を行う施設に活用することも検討しているところでございます。その中で、子ども家庭支援センターの機能も、みのり福祉園の跡地へ移し、さまざまな相談や支援をワンストップで対応し、子育て世帯に対する切れ目のない支援を行う施策などを考えているところでございます。

なお、先ほどの平成21年の「思われます」と私のほうで答弁させていただいた件なんですけれども、申しわけありません、説明が不足してまして、平成21年度の文書については、保存期間を経過しておりまして、直接文書がない状態でございますけれども、22年度の理由や、当時の先駆型センターへの移行の時期などを鑑みて発言させていただきました。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 今、現段階ではいろいろ検討段階で、まだ明確な姿になっていないということだと思います。引き続き、また伺いたいと思います。

次に、3番に移ります。

それで、先ほど御答弁で市の施設の活用についても御答弁ありました。市の土地を活用した福祉施設の整備としては、最近では玉川上水保育園や総合福祉センターは～とふるがあります。両方とも市の土地を無償提供したというふうに思いますが、それぞれの経過と無償にした理由についてお聞かせください。

○保育課長（宮鍋和志君） 玉川上水保育園開園の際、市の土地を無償提供したという経過でございまして、当時の文書を確認しておりますと、各市状況を調査したところ、26市中18市で市有地を貸しており、そのうち14市が無償であったということと、それから向原保育園を完全民営化する際に、土地代については使用貸借、無償とした経緯がございまして、また、法人としても、あそこの土地に保育園を建設するに当たって1億円以上の負担をすることから、公募に当たって無償とすることとしたと。

以上でございます。

○福祉部長（吉沢寿子君） 東大和市総合福祉センター は～とふるの経過でございますが、まず平成19年度に東京都から保健所建設予定地であった用地を市として取得をいたしました。その後、地域福祉の拠点となる総合福祉センターの建設を目指して、市民の皆様の意見を幅広く伺いながら、平成22年2月に基本計画原案を作成しましたが、その後、市の財政的な事情により基本計画の策定を見送りました。その後、整備方式等について再度検討をして、平成24年7月に民設民営方式による整備を基本とする基本計画を策定し、全国規模で施設整備事業者を公募いたしました。公募に当たりまして、地域福祉の拠点として長期間にわたり安定的に運営をしていただくために、30年間の無償貸与という条件を付して募集をしたところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） は～とふるについては、土地無償提供ですけれども、建設や備品等の整備にかかるインシヤルコストは、総額でどれほどかかったのか。それから、そのうち国や東京都及び市の補助や負担金はそれぞれ幾らだったのか。そのうち市単独のものについては金額と理由を伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 総合福祉センター は～とふるの建設や備品等の整備にかかる経費についてでございますが、17億5,000万円程度ということで事業実施者から伺っております。

次に、国や東京都及び市の補助や負担についてでございますが、こちら事業実施者から提供いただきました国庫補助関係の資料に基づいた額でございますが、国及び東京都の補助が約8億8,000万円、市補助が約1億8,000万円、残りが事業実施者の自己資金、または借入金となります。

市単独補助の金額と理由についてでございますが、施設整備にかかる市の単独補助は1億8,000万円弱でございます。こちらは国や都の補助対象とならない初度調弁の備品等にかかる経費を、施設整備事業者募集要項や事業実施者との協定書に基づいて補助したものであります。は～とふるを地域福祉の拠点、障害者施策の中核として整備するために、必要な市の支援策として補助を行ったものであります。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私は、は～とふるの運営法人の財務状況について全く知りませんが、市民の福祉の一定の水準を保持するために、または改善するために市が一定の負担をするということを批判するものではありませんし、基本的には評価したいと思います。現に介護職員や保育士の待遇が悪過ぎるということで、今さまざまな措置がとられていて、大変いいことだと思います。小さな介護施設の廃業は、過去最悪になっています。障害者福祉作業所などにおいても、低賃金で若い職員がとても結婚できない、長く働き続けてもらえるとはとても思えないという声が聞こえてきます。こうした市内の小さなNPO法人などに要望があった場合、できるだけ使いやすい方法で市の土地を活用してもらおうなどの支援をしていく必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 総合福祉センター は～とふるにつきましては、公設施設であった旧みのり福祉園の事業を全て引き継いで、さらにそれを拡充して地域福祉の拠点となる施設を整備するというような必要性で、市の支援を行ったものでございます。民間事業所の施設整備につきましては、事業者が主体となって実施していただくことが原則と考えております。市といたしましては、国や東京都の施設整備補助の活用など、さまざまな情報提供を引き続き今後も行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ちょっと聞き漏らし……。ああ、今の答弁は聞いてましたけど、私が聞き漏らしたことがあったので。

は～とふるについて、市単独の運営費補助、ランニングコストのほうですね、運営費補助は幾らで、その理由はどのようなものか伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） は～とふるに対します市の運営費補助でございますが、こちらも市と事業者との協定に基づいて、平成29年当初予算におきましては5,000万円程度を計上しております。この補助につきましては、旧みのり福祉園で実施していました生活介護や、就労継続支援B型でのバスによる送迎にかかる経費が主なものでございます。は～とふるでは、旧みのり福祉園の事業を引き継いで、生活介護や就労継続においても比較的重度で支援度の高い方を引き受けるため、バスやリフト車を利用した送迎が不可欠であります。その経費を給付費で賄うことが困難であるため、補助を行うものであります。そのほかに基本計画で実施することとしております多目的集会室や、情報交換コーナーの運営等にかかる経費の補助も含まれております。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで1時30分まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（尾崎利一君） それでは、引き続き質問させていただきます。

市の土地を市内のNPO法人など福祉団体に使用させていただきたいという問題で、これまでの質問の中では～とふるや向原保育園や玉川上水保育園など、市の土地を無償で提供するというような事例があることは明らかになりました。それで、これら福祉団体ですけれども、もうけのためにやってるわけではないと思います。行政が担ってきた福祉施策の多くを、民間の方々が苦勞して担っているというのが現状だと思います。は～とふると同様に、市民の福祉の向上のために必要な事業を担っていただいているわけですから、ふさわしい援助が小さいところこそ必要だと思います。最初の答弁で、公的、公共の利用をまず目指すということと言われておりますので、こういう中でぜひ検討いただくよう求めて、この項は終わります。

次に、②のところですが、ここでは参議院宿舎跡地の活用について伺います。

情報公開で11月24日に開かれた市有地等利活用検討委員会の会議内容を見せていただきました。は～とふるの特養ホームをつくったけども、市民の入所が少ないということがこの中で言われていて、理由としては要介護3以上に入所要件が狭められたせい、それからユニット型の個室なので利用料金が高いためではないかという議論がされています。だから、参議院宿舎跡地に特養ホームつくっても、市民の利用がどれくらいふえるんだろうかという懸念なんですね。こういうふうに言われてます。国有地を活用して整備する特別養護老人ホームは、ユニット型の個室となるため月額利用料が高いということ。国が方針転換をし、個室のユニット型ではなく多床室という4人一部屋に方針を転換してもらいたい。ユニット型と多床室の併用は今の制度上はだめだ。ここ、活用することになれば、恐らく全てユニット型にするよう言われてしまうのではないかという議論がされています。

それで、この問題では、せつかくの国有地、使いやすくしてほしいということで、昨年8月19日に宮本徹議員と一緒に厚生労働省や財務省に行ってきました。その関係で、老健局、高齢者支援課の村田施設係長からお話を伺ったところ、ユニット型を推奨してるけども、全部ユニット型でないといけません、多床室は何がなんでもだめですということではないということでした。それから、財務省理財局の国有財産業務課の皆川課長

補佐から先ほど連絡がありまして、多床室であっても、この国有地の軽減措置の対象になりますということで返事がありました。それで、東京都の特別養護老人ホーム等整備費補助制度の概要、これは昨年のものですけれども、これを見ても、多床室についても補助の対象になると。多床室の整備は、整備定員の3割を上限としますということで、促進係数が見つからないとかいろいろありますけれども、ユニット型が7割で多床室が3割であれば、補助が下されるというふうになっています。

北区では、この制度を活用して、これまでに2カ所、多床室を、3割の多床室を確保した特養ホームをつくってますし、今後も近々2カ所、同じように3割の多床室を確保した特養ホームがつくられるということです。ですから、必要な人が入れないで、お金のある人が入れるということでは確かに困るので、なるべく市民が安心して入れるように、この北区のような取り組みも含めて、工夫してこの参議院宿舍跡地、特養ホームの整備等、推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 介護施設を整備するための国有地の活用に関しましては、現在、情報を収集、整理をしているところであります。ただいま御紹介をいただきました北区におけます事例の取り組みなど、今後、東京都等へも詳細を確認をさせていただきたいと考えております。国有地の活用に関しましては、施設の利用を必要とする市民の方の利用につながるものが、市内にある国有地の活用策として望ましいものであると考えております。そのためにも、国及び東京都にさまざまな手続きにつきまして確認をしながら、適切に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 今、私、お話ししましたように、厚生労働省、それから財務省の担当の方から、多床室でも可能だということで返事をいただきましたし、財務省理財局のほうからは、立川出張所の第2統括官と具体的な話ししてもらえば話、進むんじゃないかということも聞いていますので、ぜひ調査していただいて、市民のための活用、本当に実るようお願いしたいというふうに思います。

それから、次に向原団地の創出用地についてですが、1月に協議開始の連絡が来たということですが、協議は始まっているのかどうか、始まっていないのならいつから始まるのか伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 広い意味での協議と申しますのは、いろんな調整事もあると思いますので、そういうものについては以前から東京都と調整しておりますので、継続しているというふうに捉えておりますけれども、文書等によるものについては、さきの1月の東京都からのもので始まるのではないかとというふうに捉えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 報道では、昨年3月には向原の創出地の利活用について委託されていたセット設計事務所が原案を東京都に提出したはずですが。その中では、いろんなことが書かれています。住宅というだけではなくて、さまざまなことも含めて検討する、住宅以外も視野にという見出しになってますけれども、東京都から都の意向については既に、こういう経過からいけば聞いているのではないかなと思うんですが、都はどのような意向なのか伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 平成27年9月の業界の新聞の記事のことだというふうに思いますけれども、この報道によりますと、東京都が今後の向原地区でどのような方針を持って土地活用をしていこうかという方針をつくるために、業務を委託したというふうに捉えられます。ですから、先ほど尾崎議員がおっしゃるように、ここに何かを決定するための原案をつくったものではないというふうに市では把握しております。こういった

東京都内部で市場的な調査をかけるのとあわせて、都のほうも市にどういう土地利用が可能かといったようなことというのは、ヒアリング的にふだんから調整をしております。その中で、いろんなお話は出ますけれども、まだ公表できるような内容のものではないというふうに私たちは捉えているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

これまでも、さまざま要望等も出されてると思いますので、適切な市民のための利用ということで、引き続きお願いしたいと思います。

次に、③の福祉施策、スポーツ施策の問題で、今回、スポーツ施策、桜が丘市民広場のことについて伺います。

桜が丘市民広場の冬季の利用は、何月から何月までで、何時までか伺います。

○社会教育課長（村上敏彰君） 桜が丘市民広場の冬季の利用時間につきましては、11月は午前6時から午後4時まで、12月から翌年の2月までは午前8時から午後4時までとなっております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 少年サッカーの団体から伺ったんですけども、午後4時までだと学校が終わってから集まると、事実上、桜が丘市民広場、使えなくなってしまうと。今は別のところで5時半まで練習してると。1つ8万円の照明を6個買って、12月と1月は5時過ぎの30分ほどは暗いので、この照明をつけて練習してると。11月と2月は5時半までなら照明はつけなくても練習できるということでした。私も2月20日ごろに、6時ごろ照明をつけて見せていただいたんですけども、50万円をかけて、皆さん、御苦労されてるんだなというふうに感じました。また、このころなら、確かに5時半までは十分明るいなというふうなことも感じました。実際に明るさを確認していただいて、例えば12月と1月は5時まで、11月と2月は5時半までにするなど、時間延長の検討はできないでしょうか。また、以前、市は桜が丘広場の照明について何千万円もかかるような見積もりを出しましたけれども、照明6個で50万円ということを考えて、もう少しほかのいろんな安上がりの手も考えられるんじゃないかと。例えば広場の半分を使えるだけでも違うわけですから、照明を設置して通年7時まで使えるようにするとか、そういった検討をぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 2点、御質問いただきまして、1点目について私のほうから答弁をさせていただきます。

桜が丘市民広場の利用時間につきましては、原則2時間を1単位として条例で定めております。時間変更するためには、条例改正が必要になってまいります。冬場の利用時間帯を延長できないかというお話でありますけれども、新たに冬場の利用時間帯を設けた場合には、利用料金の設定も必要になってまいりますし、管理人の勤務時間等の変更が伴う場合には、指定管理者の委託料にも影響が出てくると考えております。桜が丘市民広場の冬場の利用が4時までで、実質、子供さんたちが使えないというお話でありますけれども、それについては上仲原公園野球場についても同様でございます。御提案の11月から2月までの利用時間の延長をすることにつきましては、他の施設への影響も鑑みながら、今後、利用団体や指定管理者と話をする中で、研究してまいりたいと考えております。

2点目は、課長から答弁させていただきます。

○社会教育課長（村上敏彰君） 2点目の少年サッカーの団体が、御自身で照明設備を購入して練習している実態でございますが、私もこの実態は確認してございます。実際に照明をつけたところも確認させていただきます。

したが、ちょっと若干暗いかなという印象を受けました。J I Sの規格によりますと、レクリエーションで利用する場合も、平均で100ルクスの照度が必要となっておりますので、十分な照度を確保できない中で時間延長はなかなか難しいのではないかなと考えております。しかしながら、組み立て式の照明でどれくらい照度が確保できるかは確認をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ぜひ、前向きに御検討いただきたいと思います。

あと冬が4時まででは4カ月間、平日使用できないということになります。これと関連して、東京街道団地の運動広場についてですけれども、夜間もこうこうと明かりをつけているというわけにはいかないかもしれませんけれども、通年、午後7時ぐらいまでは使用できるような設備が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 東京街道団地地区につきましては、教育長答弁からもございましたとおり、現在市のほうで都市計画決定の手続を進めているところでございます。東京都との運動広場の具体的な調整につきましては、この手続が終了した後にすることになりますけれども、基本的には団地の建て替えでありますことから、居住者の方々に迷惑がかからない形で運動広場を整備する方向で調整を図ってまいります。

以上です。

○2番（尾崎利一君） よろしく申し上げます。

最後に、西武バスの南街路線の大幅減便ですけれども、私に相談を寄せていただいた方も、御自身も高齢なんですけれども、末広公園入りのバス停でよくお見かけしたシルバーパスを利用していた高齢者を見かけなくなつたと。家にこもりがちになってしまったのではないかと心配されています。市民に不便や不都合をかけている、かかっていることは、これ事実なわけですから、市として改善を求めるといのは当然のことだと思いますが、この点について伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 西武バスに限らず、路線バスの運行事業者につきましては、収益のある利用客の多い路線の収益をもとにして、低収益の路線等を運行しているというような現状もございます。そういったところは、公共性を保っていくためには、低収益だからといって切っていくということではないという自覚のあらわれではないかというふうに捉えております。また、市民にとっては日常生活上、移動の確保が図れるということは大切なことではございますので、今回の見直しに当たって市としても大幅な改善を求める声があるということ、機会を捉えて伝えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） よろしく申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 関野杜成君

○議長（関田正民君） 次に、14番、関野杜成議員を指名いたします。

〔14番 関野杜成君 登壇〕

○14番（関野杜成君） 14番、関野杜成です。通告に従い、一般質問を行います。

大きな1番目といたしまして、日本一子育てしやすいまち「東大和」についてです。

①市長が考える「子育て」とは、何歳までを考えているのか。

②市長の考えを行うためにできていることと、できていないことは何か。

③市長の考えを行うために今後必要なことは何か。

大きな2番目といたしまして、児童に対する行政の今後の考え方についてです。

①保育園・幼稚園など児童のための対策についての現状について。

②都が待機児童対策に予算をつけたが、本市としてどのような効果が見込まれるか。

③今後の子育てや待機児童に関する対応や考え方について。

④保育料等の無償化や子ども手当増額などの考えや検討についてお伺いします。

大きな3番目といたしまして、学校教育についてです。

①現状の学校教育の問題点と課題について。

②今後の学校教育のあり方と計画について。

③文科省の「チームとしての学校の在り方」について市としての考え方と現状認識及び今後の対応について。

④学費の無償化などの検討と必要経費及び都や国への要望の考え方についてお伺いいたします。

大きな4番目といたしまして、ペットについてです。

①現状のペットの行政への登録関係について。

②ペットや外来種が自然に放たれ、本来の自然環境を破壊している現状を東大和市として現状の認識と今後の対応と今までの検討内容についてお伺いいたします。

この場での質問は以上になります。再質問につきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

[14番 関野杜成君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、日本一子育てしやすいまち「東大和」についてであります。何歳までを子育てとするかについては明確に線引きしているわけではありませんが、児童福祉法の対象年齢で考えれば18歳未満であると考えております。

次に、できていることとできていないことについてであります。子ども・子育て支援事業計画の実施状況と評価を行い、量の確保と質の向上など子育て環境の整備を実施しております。現状として、義務教育期間と比較した場合、義務教育終了後の子育て支援施策が少ないと認識しております。

次に、今後必要なことについてであります。市民の皆様のニーズをしっかりと把握し、子育てにかかわる関係機関のより一層の連携強化、横のつながりが重要であると考えております。

次に、保育園・幼稚園など児童のための対策の現状についてであります。本市におきましては保育を必要とされる待機児童の解消を積極的に進めてまいりました。その結果、平成29年4月1日現在の保育施設の定員は合計で2,214人を予定しております。幼稚園につきましては、現在、市内の3つの私立幼稚園で学校教育法に基づく教育課程のもとに教育が行われております。また、家庭保育をしている御家庭などを対象とした預かり保育事業としまして、一時預かり及び緊急一時保育を実施しております。詳細につきましては、後ほど担当部長より御説明申し上げます。

次に、東京都の待機児童対策予算の本市に及ぼす効果についてであります。東京都は平成28年9月9日付で待機児童解消に向けた緊急対策を発表しております。緊急対策の詳細は、後ほど担当部長より説明させます

が、その中で施設の整備費補助につきましては、近年の建築費の高騰を受け、高騰費加算を新たに設けております。このため、本定例会で御提案申し上げている平成29年度の予算案の中で、立野みどり保育園並びに明徳保育園の移転建て替えにつきましても、緊急対策を活用し必要な補助額を確保しております。また、市町村が実施します認可外保育施設の利用者負担の軽減について、東京都も一部を負担することとなりましたことから、当市におきましても補助対象に認証保育所を利用している保護者を平成28年11月から加えることとしました。さらに、東京都は保育コンシェルジュを複数配置するための人件費を補助することとしたため、当市でも2人目の保育コンシェルジュを配置する予定であります。

次に、今後の子育てや待機児童に関する対応や考え方についてであります。今後の子育て支援につきましては、日本一子育てしやすいまちを目標に、国や東京都の子育て支援策を有効に活用するとともに、知恵と工夫により子育て支援策を推進してまいります。保育施設の待機児童につきましては、今後の出生率の動向や保育ニーズの推移を見ながら、小規模保育事業所の新設等により、待機児童のさらなる解消に努めてまいります。また、今後は保育施設とともに学童保育所の待機児童の解消にも努めてまいりたいと考えております。

次に、保育料等の無償化や子ども手当増額などの検討についてであります。現在、保育料は保護者の所得により応能負担として御負担いただいているところであります。保育料等の無償化につきましては、サービスを利用された方に経費を負担していただくという受益者負担の視点から、また他の公的サービスとのバランスから考えますと、市単独で行うことは困難と考えております。また、子供の手当につきましては、児童手当法により児童の生活の安定と健やかな成長を目的として義務教育終了までの間、支給しております。増額につきましては、市単独で行うことは困難と考えております。

次に、学校教育についてであります。平成32年度から新しい学習指導要領が全面実施となり、小学校から順次新たな学習内容となります。小学校では英語教育など、新たな学習内容も示されており、その指導計画や指導方法など検討を進めているところでございます。今後も一人一人の教員の指導力を高めるとともに、学校が組織として取り組んでいくよう支援してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、チームとしての学校のあり方についてであります。校長のリーダーシップのもと、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質、能力を確実に身につけさせることができる学校と捉えております。当市の各小中学校におきましては、全ての教職員、専門スタッフがそれぞれの専門性を生かしながら連携し、子供たちの生き方、生きる力を育むために尽力していると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学費の無償化等についてであります。市では国や東京都の施策の動向を注視しながら限られた財源を有効活用し、引き続き保護者の負担軽減に努めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、法律に基づくペットの登録についてであります。市では狂犬病予防法に基づき、飼い主からの申請のありました犬の登録を行っております。東京都におきましては、動物愛護管理法に基づき、ブリーダーや販売業者、動物保護団体等に係る動物取扱業の登録を行っております。

次に、自然に放たれたペットや外来種に対する市の現状と対応、検討内容についてであります。動物の収容業務を行っております東京都動物愛護相談センターにおける収容動物取り扱い件数は、平成27年度は1,605件であり、そのうち当市は18件となっております。収容される動物は、飼い主が適正に管理していなかったり、

飼い主がいない動物でありますことから、市では引き続き市報や市ホームページ等により、適正な飼い方の知識や飼い主のマナー向上についての普及啓発を図ってまいります。

外来種、主にアライグマやハクビシン等につきましては、市民の皆様から駆除等の相談がありますが、鳥獣保護法によりむやみに捕獲できないことから、追い払いをお願いしております。駆除等の検討につきましては、大きな被害等が発生していないことから具体的な検討は行っておりません。また、アライグマやハクビシン等は移動範囲が広く、広域的な対応が必要であることから、東京都や近隣市との連携、連絡を密にしていきたいと思いますと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、現状の学校教育の問題点と課題についてであります。現在の子供たちが生きる新しい時代に求められる資質、能力を子供たちに育むために、これから教育内容が大幅に変わってまいります。そのための教育課程編成の準備等を進めていく必要がございます。また、学校は生活指導上の課題や特別支援教育の充実など、多様化している課題にも取り組む必要がございます。今後、教育職員の資質向上に努めるとともに、これらの課題解決を図ってまいります。

次に、今後の学校教育のあり方と計画についてであります。児童・生徒への学習指導や生活指導、その他、多様化、複雑化している困難な課題に対応するためにも、学校の体制整備が必要であると考えております。特に教職員一人一人が能力を最大限に発揮し、組織的に教育課題に取り組める体制を築くことが重要であると考えております。また、子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、学校や教員だけでなく、社会総がかりでの教育の実現が不可欠となっております。そのために、教育委員会では学校と地域住民、保護者が力を合わせて学校の運営に取り組む、地域とともにある学校へ転換するよう取り組みを進めているところでございます。

次に、チームとしての学校のあり方についてであります。今日、学校を取り巻く状況がさまざま、また急速に変化をしており、その課題も複雑化、困難化しております。その状況に対応するためには、個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、校長のリーダーシップのもと、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を整備することが必要であります。その上で、生活指導や特別支援教育などの充実を図るために、学校や教職員が心理や福祉の専門家や専門機関と連携、分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要であると考えております。当市の各小中学校におきましては、校長がリーダーシップを発揮し、組織運営が機能、活性化するよう努めております。生活指導や特別支援教育などでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか教育相談室やサポートルーム、学校と家庭の支援員、地域のボランティアの方々などと教員がそれぞれの専門性を活用しながら連携し、教育活動を充実させております。今後もこのようなチームとしての学校の体制を整備し、強化し、子供たちに新しい時代に求められる資質、能力を育んでまいります。

次に、学費の無償化等についてであります。現在、国では義務教育の事業料の無償化に続き、幼稚園や高校、大学の授業料の無償化や軽減の検討を進めているとの報道がございます。また、東京都でも私立高校の授業料の無償化に向けて、これまでの支援制度を拡充する方針を打ち出しております。市では、経済的に就学が困難な世帯への就学援助費制度を中心に、教材費や修学旅行など、施設借上料の一部補助など、引き続き保護者の負担軽減に努めてまいります。また、保護者の負担軽減に係る国や東京都の施策等の拡充につきましては、

市長会や教育長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 私からは、保育園等の現状の詳細について御説明いたします。

現在、市内に公立、私立を合わせまして認可保育園が16園、認定こども園が2園、小規模保育が2園、保育ママが2施設、さらに平成29年4月から小規模保育1園の開設を予定しており、日常的な保育の利用に対する一方、園庭開放などを通し地域との交流も図られているところでございます。

次に、家庭保育の御家庭などを対象として、一時的にお子様をお預かりする一時預かり事業であります。保育園3園と子ども家庭支援センターの合計4カ所で行っております。また、保護者が病気等で一時的に子供の保育が困難になった場合に、一時的に保育を行う緊急一時保育事業を保育園2園で実施しております。さらに、病気や病後で保育施設等に預けられないお子さんを預かったり、保育施設等で保育中に病気などで保育が不可能となったお子さんに対しまして、保護者がお迎えにくるまでの間、お子さんをお預かりする病児・病後児保育サービスを1施設で実施しております。

続きまして、東京都の待機児童対策の詳細についてであります。東京都は就学児童の保育需要の増加に伴い、待機児童数が増加していることから、平成28年9月9日付で待機児童解消に向けた緊急対策を発表しております。緊急対策の内容は、保育室等の整備促進、人材の確保、定着の支援、利用者支援の充実を3本の柱といたしまして、具体的に11の対策を示しております。当市におきましては、この11の対策のうち、整備費補助の高騰加算、保育コンシェルジュの増員、認可外保育施設の利用者負担の軽減を活用することにいたしまして、平成29年度予算案に計上させていただいております。まず、整備費補助の高騰加算につきましては、建築資材や労務費の高騰を踏まえ、東京都独自に高騰加算を創設いたしまして、保育所等の整備促進を図るものでございます。具体的には、保育所等の整備にかかわる国の補助制度につきましては、補助基準額が実際の費用と比較して不足するため、東京都が補助基準額の25%を上乗せして加算するものでございます。

なお、本定例会で御提案申し上げます平成29年度予算案の中で、立野みどり保育園並びに明德保育園の移転建て替えにつきましても、緊急対策を活用いたしまして、必要な補助額を確保したいと思っております。

次に、保育コンシェルジュの増員につきましては、市が利用者支援事業を実施いたしまして、相談員として専任職員を2人以上配置する場合、平成31年までの間ですが、人件費の3分の2を東京都が補助するものでございます。当市におきましても、2人目の保育コンシェルジュを配置する予定であります。

最後になりますが、認可外保育施設の利用者負担の軽減につきましては、認可外保育施設を利用している保護者に対しまして、市が保育料の一部を助成する場合に、基準額を月額4万円までといたしまして、その2分の1を東京都が負担するものでございます。当市におきましては、この事業を活用いたしまして、認証保育所等の認可外保育施設を利用している保護者に対しまして、限度額を月額2万1,000円といたしまして、保育料の3分の1を補助することとしております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

では、再質問に移らさせていただきます。

まず、大きな1番目と、市長が考える子育てとは何歳までか、行うためにできてること、できていないこと、今後必要なことということで質問させていただきました。基本的に、市長として何歳までというふうに考えているわけではなく、児童福祉法の対象年齢が18歳未満であることから、まあ18歳までだろうというような答弁

だったと思います。ただ、実際に今、できてること、できてないことというところでの答弁の中で、義務教育期間と比較した場合、義務教育終了後の子育て支援が少ないと認識しているというような答弁がありました。例えばこれは何についてということなのか教えてください。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 例えば現状の当市の児童館活動は、小中学生以下の活動が中心となっているといったように、高校生の活動場所や居場所というものが少ないのではないかなと認識しております。以上です。

○14番（関野杜成君） 答弁がそれだけということは、それ以外はないということでしょうか。今回も、本日、一般質問最終日ですけども、多くの方が小学校へのトイレだったり、児童に対する問題だったり、いろいろ提案、提言、一般質問しておりますが、これってある意味、子育て環境の問題点というふうに私は理解できるんですけども、こういった部分というのは問題点と理解していないというようなことなのではないでしょうか。ちょっとこの点について教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） ただいま高校生の居場所というところでお答えしたところでございますけど、まだまだほかにもあるとは認識しております。例えばですけども、子ども家庭支援センターにおける対象児童というのは18歳までのお子さんということでございますけど、なかなか義務教育を終えますと、その学校とのつながりがなかなかないというところがございます、その情報の共有とか情報の連携とかいうのはなかなか漏れてしまうというところがございます、特に高校を中退してしまうと、その情報源が全然ないということで、そのお子様を支援するにしても、なかなかそのツールがないというところで、それにつきましては例えば相談があった場合でも、その情報収集、情報の共有というのがなかなかうまくいかないというのが現状であるということは、認識してるところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 何となくちょっとかみ合っていないような気もしますが。多分、市から答弁の内容を聞くと、中学校までは市のほうでいろいろと課だったり部、そういう担当があるから状況確認はできるけど、それ以上、高校になるとなかなかそういった担当がないというところで、市として18歳というような定義をしたときに、その児童というところの部分が見えてこない、そういったことなのかなというふうに理解をさせていただきました。正直、そういった部も課もない状況の中でどうやっていくかというのは、ちょっと私もどうすればいいか、提案することができない部分でもありますけれども、ある意味この部分というのは、都立として、高校とか都立だったり、そういうのがありますから、東京都の部分なのかなというふうにも考えております。そういう意味では、やっぱり市として把握するのであれば、東京都との情報共有、そういったところが一番ベストなのかなと。市として、高校生とかそういったものを何とか把握しようとしても、なかなか多分、今の組織としては難しいのかなというふうには考えておりますので、高校以上の児童というところに関しては、なるべく東京都とそういった情報共有というものが行えれば、また新しいバックアップとか、そういったものができてくるのかなというふうに思っております。

私が言いたいのは何かといいますと、ある意味、中学校までの部分ということでもあります。この大きな2番目、3番目ということで、子供が生まれてから小学校に入るまで、そして小学校に入ってから中学校を卒業するまでという形で、分けて今回質問をしております。まあ分けないと質問できないんですけどね。そういう形で、場所、場所をとって質問をしているのですが、それに対する大きなということで、1番目でどういう考えを持っているのかなという質問をさしてもらいました。

ここに関しては、余りやりとりする内容ではなく、市長が「日本一子育てしやすいまち東大和」というキャッチフレーズを1丁目1番地に挙げておりますから、それに対してやはりどういったものかを考えているのか、その点についてお伺いをしたかったなというふうに考えております。正直いろいろなやり方もあると思いますし、先ほどの2番目での市長答弁、この児童に対する今後の考え方の部分の待機児童とか子育て、待機児童に対する考え方というところに関しても、知恵と工夫により子育て施策を推進してまいりますというようなお言葉もありました。やはりいろいろな、今の状況でいいのかどうかということも、再度考えなきゃいけないのかなというふうには考えておりますので、現状、議員の皆様もある意味、市民に近い方々です。そういう意味では、議員の提案、または一般質問というものをうまく利用というか、うまくちゃんとこういった場所で聞いて、実際何が必要なのか、どういったものがあればいいのかというのは、やっぱりしっかりと考えていただきたいなというふうに思っております。

では、2番目に行きます。児童に対する行政の今後のあり方というところなんですけど、今回、これ私、質問した理由、ちょっと今までの行政としてのあり方というのは、あり方で物事を行っていくべきなのかということを考えて質問をしております。ある意味、実際にそれができるかということ、今の政策というか、条例だったり、そういった規則ではできない可能性があるんですけども、少し実際、予算どれだけかかっているのかとか、そういったものを見てもらう、考えてもらうことで新しい発想というものを考えてほしいなというふうに思っております。今日まで多くの方が、待機児童、そういったものに対して何とかしてくださいというような一般質問を行ってまいりました。ただ、待機児童、イコール、保育施設の建設という考えが、今までの視点だったと私は思っています。そういう意味では、今回、保育施設を新しくするというよりも、古くなったものを建て替えたり、増築したりというようなことが、ここ数年、行われてきたことによって、入園の増員等も行われてきたことによって、待機児童が少し解消されてきたかなというふうには考えておりますが、やはり建物を建てれば、建物は古くなり壊れていくということも考えられます。

実際のところ子供、児童というところで考えたときに、子供は親を選べないと私は思っております。親の状況により、やはり教育の格差が生まれるということは事実でもあります。学校教育でもそうですし、保育園、幼稚園とかそういったところでもそうです。今回、小池知事の施政方針の中で、教育を受ける機会の格差解消というような文言も、話もされましたし、児童に対する予算が今まで以上に重きを置かれているのではないかなというふうに、私は施政方針を見て思いました。しかし、まだ足りないなというふうには、私は思っております。

今後どのような形で、そういった方々への格差をなくしていくかということなんですけど、本来、子供のいる親というのは、親としての責任があると。それと同時に、子供への教育は平等に行う必要があるのかなというふうにも考えております。保育となると、教育というところまではならないかもしれないんですけども、幼稚園等になると、この場合は教育というふうになるのかなというふうには考えておりますが、知事の施政方針の中で、今回はちょっとこの知事の施政方針をいろいろ使わしていただくかなと思っておりますが、「子供への投資は未来の投資」という言葉が使われておりました。その言葉から考えると、やはりしっかりした教育を行えば、その子供たちが大人になり、社会に出て効果的に働くことができ、そしてその働いたことでの収入を得て、納税をしてもらい、その納税してもらったお金で行政運営が行えるのかなというふうに考えます。そう考えたときに、子育てにかけられる予算というのが、実際のところ国や東京都、または市の財源という形でいろいろあるんですけども、これってというのは国が全体的なものを見るべきなんじゃないかなというふうに私

の中では考えます。

今回は知事が新しくなり、そういった教育に対して予算はついてきたんですが、国のほうはなかなか予算もついてこない状況でもあるなというふうに思います。ただ、地方自治といいますか、東大和は東京都東大和市です。そういう意味では、まず一番初めにどこに声を上げていくかと考えたなら東京都なんじゃないかなと。東京都知事は、こういう言葉を発しております。そういう意味では、こういった子育てに対するもの、また後でやります教育に対するものに関しては、これから予算が、もしかしたら大きくなっていく可能性もあるんじゃないかと。ただ、それってやっぱり実際の運営をやっているのは市町村ですから、何が足りなくて何が欲しいのか、そういったものをやはり市町村から声を上げていかなければいけないと思いますし、もちろんそういった声を上げて東京都が動くことによって、国も動いていただけるんじゃないかなというふうに思っています。

当市でも、大分前ですけれども、たしか当市としての施策の中で、認可外保育施設を使って小規模保育というものをたしか、市のほうでも単独事業としてやった経緯があると思います。これに関しては、待機児童問題というところで、どこの待機児童が多いのか、または費用対効果を考えてときにゼロ歳から2歳までとしまして、私がずっと一般質問で、ママさん保育だったり、小規模保育の設立をとということを要望してた上で、市のほうも取り組んでいただいた制度であります。それから2年したら、東京都のほうで制度をつくりまして予算が入り、その後、28年ごろですかね、国のほうの制度化になって、今では国・都・市の3つの形で予算が組まれてると。こう考えると、ある意味、市として実施していただいた内容が、都を超えて、そして東京都に伝わったのかなというふうに考えてます。

こういったことをやるというところで、今回新しい提案に移らさしていただきたいなと思うんですけど、それをやる前に、まず今、現状の保育園にかかっている予算等を聞きたいなと思っております。

まず初めに、一般的に保育園をつくる場合、最近でつくったとなると玉川上水保育園とかになるんでしょうけれども、そこで構いませんので、建設にかかった費用、これの国と市の内訳及び総額の金額を教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 玉川上水保育園にかかる建設の費用でございます。工事請負金額は2億9,300万円でございます。これに対しまして、補助金の総額として1億9,662万7,000円が補助金、出しております。そのうち内訳としまして、国の負担分が1億4,981万1,000円、東京都の負担分が2,808万9,000円、市の負担分が1,872万7,000円。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

そしたら、次に給付費ですね、実際お子様を預けている状況の中で運営をしている。それに対するお金というか、手当という形になるのかですけれども、それについても総額と国・都・市、あと実際の保護者負担というところ、それについて教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 一般的な、標準的な保育園の運営費ということで、先ほど例に出させていただきました玉川上水保育園、そちらあたりをモデルにして申し上げます。一般的な給付費として、1億284万2,300円が投入されます。そのほかに給付費以外として、子育て推進交付金で5,481万4,440円、延長保育として294万6,200円、市の補助として1,113万7,680円、合計で1億7,174万620円、こういう数字が一つ出せます。その内訳ということなんですが、国のほうで18%、東京都のほうで23%、市のほうで45%、また保護者からの保育料として14%がその内訳であります。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） それでは、実際、保育園をやるに当たって、ゼロ歳からというような形で、ゼロ歳から5歳までの保育士の配置基準というんですかね、保育士1名に対して児童何人なのか、それについて各年齢ごとに教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育士とお子さんの人数でございますが、一般の認可保育園につきましては、ゼロ歳はお子さん3に対して保育士が1、3対1ということです。1歳が5対1、2歳が6対1、3歳が20対1、4歳が30対1、5歳が30対1。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

まずは、ちょっと現在かかっている金額だったり、システム的なことをお伺いさせていただきました。実際のところ今のお話ですと、どのような形で、どの人数が出てくれば国の負担だったり、都の負担、市の負担というのが見えてくるのかなというふうには思っております。ただ、これ保育園に預けるというところの考え方としてどうなのかなというふうに、私いろいろ考えてみました。実際、保育園に預けたとして、保育園が運営されております。そういう意味では、前回だか前々回の一般質問でもお話しさせていただいたんですけれども、入園数が少なくなってくると、その保育園としての運営も傾き始める可能性があるのではないかなと。それが傾いてしまったことによって園が潰れれば、残っている児童に対しても大きな影響が出てくるという可能性もあるんじゃないかなということで、ある意味、保育園ばかり建設してもしょうがないんじゃないかなというふうなお話もさせていただいたことを覚えておりますし、小規模保育、またはママさん保育を推進したときも、そのようなお話をさせていただきました。

実際お願いした小規模保育に関しては、やっぱりゼロ歳児から2歳児、先ほど教えていただいた部分ですけど、保育士1名に対してゼロ歳児の場合は3名まで、保育士1名に対して1歳児の場合は、市基準となると5名まで、都や国だと6名までというような形になって、2歳も同じように1人に対して6名と。ただ、3歳からになると1人に対して20名、4歳であれば30名、5歳も30名という形で見れる人数がふえてくると。そういう意味では、やはり一番大変なゼロ歳から2歳までというところで、小規模保育という形で別建てでお願いをしたところであります。

そこを考えたときに、最近、メディアだったり世論だったりということなんでしょうけども、ニュースで女性参加、女性参加というようなことをうたわれております。私の周りにも女性として子供を産んで、結婚して子供を産んで、そしてお仕事されてる方も中には多くいるんですが、ただその中でも、やはり私は子供を自分で育てたいんだと。働くということではなく、ある程度収入があれば自分で産み育てたいという方も、中には多くおります。全てが全て仕事に行きたい、だから預けるという方ではないと私は踏んでおります。

ただ、実際のところ家庭の環境によっては、働かざるを得ないお母さん方が中にはいるのではないかなというふうには私は思っております。そういう意味では、働かざるを得ない方というふうになったときに、実際にそれなりに所得とかが、所得税とかがかかるぐらいの収入を得てる方であればいいんですけれども、やはり扶養されてるというところで、今回マイナンバーの問題もいろいろ出てきてますけれども、税金のかからない金額というところで何とか働いて収入を得ようという方が、保育に預けてるといことも考えられるのではないかなと私は思って、今回ちょっとそれについても聞いてみたいなと思っております。

実際、今入っているところですね、玉川上水保育園なんか、それとも全体的なものでも構わないんですが、

パートというんでしょうか、そういった形のもとで保育園に子供を預けている方というののパーセンテージとか、そういったものというのはおわかりになりますか。わかるようであれば、教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） パートタイムということでお仕事をされていて、保育園に預けていらっしゃる方の割合と、そういう話だったと思います。28年4月1日現在の2,109人というお子さんの状況であるんですが、そのときの保護者のパートかどうかというのを、ちょっと確認するのは大変ですので、29年4月1日入園の一時募集申請者の状況を参考情報として使用したいと思います。そのときに見ますと、29年4月1日入園の一時募集申請者は395名の方だったんですが、このうち確認したところ126名、32%の方がパートタイムのお仕事をされているということでした。この32%を28年4月1日現在の保育園の児童数2,109人に掛けてみますと、合計671人という数字が出ます。この671人が28年4月1日現在お預かりしてたお子さんのうち、お母さんもしくはお父さんがパートタイムのお仕事をされてると、そういうことで一応数字としては算定できると考えております。

以上です。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

では、もう一度ちょっと、資料を見ればわかるという話なんですけれども、お答えしていただきたいのが、収入のある世帯等が、1名の方、保育に預けた場合の基本的な月額というんですかね、そういったものがわかると思うんですが、それについて教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育料につきましては、その世帯の収入によってほぼ変わります。大分変わりますけれども、平均的な数字として、1人目のお子さんにつきましては平均2万596円、2人目のお子さんにつきましては9,805円という数字が出ております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

そしたら、先ほど推計というかパーセンテージの計算でいくと、671名の方がパートタイムというふうに、一応数字としては出てきているということなんですけれども、実際に今かかっている保育費、事業全体の金額、国・都・市を含むんですが、その金額をこの671人で割ったとき、実際、多分1人頭のコストが出てくると思うんですが、その1人頭のコストが幾らで、なおかつそれを月で割ったとした場合、実際に1人の方に、1人の児童にどれだけお金がかかるのかという数字が出てくると思うんですけれども、その点について教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 671人のお一人当たりのコストということでございました。27年度の実績をちょっともとに算定してみます。歳出経費が27年度は32億4,854万7,513円、こちらが保育園でお子さんをお預かりするためにかかっているコストですが、このうち国の補助金の部分が6億329万5,830円、東京都からは7億1,557万3,914円、市の負担が15億6,120万6,366円ということになっておりますので、この3つを合計しますと28億8,007万6,110円という数字が出てきます。こちらが国と東京都と市でお金をかけているコストでございます。このコストを671人で割りますと……。ごめんなさい。失礼しました。この28億円のコストに32%ですね、パートさんのお仕事をされてる方が32%ですので、そうすると9億2,162万4,355円という数字が、パートのお仕事をされているお母さん方のお子さんに対して使わせていただいているコストでございますから、この9億2,162万4,355円を671人で割ることになります。そうしますと、月額が7,680万2,029円という数字が出てきます。これを12でさらに割りますと、1人当たり11万4,400円という数字が出てきます。671で、済みません。9億2,162

万4,355円を12で割りますと、月当たり7,680万2,029円という数字が出てきます。これが月額、671人分ですね。それを671人で割りますと、1人当たり11万4,400円という数字が出てきます。また、市の負担分だけ、先ほど申し上げた15億6,120万6,366円、市の負担分だけですが、こちらをやはり同じように671人で割りますと、32%掛けて671人で割りますと、年額74万4,539円、月額6万2,000円という数字が出てきます。市の負担分だけでは月額6万2,000円、国と東京都、市を合わせると11万4,400円という数字が出てきます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

現状1人当たりの国の単価、または市の負担というところでの単価が出てきましたが、例えばパートタイムの労働というふうな形で見た場合、その収入というのは大体年額、または月どのくらいになるのかというのがわかりましたら教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） パートタイムでお仕事をされるということで想定しますと、大体年収は103万円が限度ということで考えます。103万円を12カ月で割りますと、月額8万5,833円、こういう数字が出てまいります。

以上です。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

8万5,833円ですね。なるほど。じゃ、8万5,833円から、ある意味、1人目のお子さん、2万596円という金額を引くと6万5,237円、6万5,000円ぐらいという形になるのかなというふうに考えられます。1名であれば、市の負担でいうと6万2,000円、国の負担だと11万円。正直、6万5,000円を家庭として稼ぐために、国は11万4,000円のお金を使っていると。もちろん保育士さんの雇用等々、そういったものを考えてというところになると、金額的にどうかという話ではないと思いますが、これが2人預けた場合というふうになると、2人目は多分9,000円とか1万円ぐらいという形で金額が保育料は下がりますので、そうなったとき4万円の中で市の負担が12万4,000円、それで国と市の負担を合わせると22万円というところになってくるのかな。こう考えたとき、民間的に普通に考えると、これだけのお金をかけて、これだけの収入というのが、実際どうなのかなというふうに感じます。

先ほども述べさせていただきましたが、これはあくまでも働きたい方に対するものではなく、働きたくないけれども、家庭環境の問題で働かざるを得ないから保育に預ける方というところでの考え方をしているんですけど、もし、じゃその方が、実際パートで得ている5万円強を得るためにというふうに考えるのであれば、国で考えると11万円、それこそ市の独自財源、この場合、独自財源というよりも、保育にかかるということで国からおりてきているお金ではありますから、独自というところで見ればはしないですけども、6万2,000円。これ渡せば家で実際に子供の面倒を見れるんじゃないかなというふうに思いました。もちろん制度上の問題、いろいろありますから、この金額がそのままいけるかという、なかなかいけないところでもあります。

ただ、先ほども小池知事の言葉を引用させていただきますというような発言をさせていただいたところなん

ですけれども、今回の施政方針、29年度予算案の中では、ワイズスペンディング、賢い支出が求められる中という言葉を使っております。もちろんそこだけじゃなくて、賢い支出というところで、賢い支出の視点に立った経営戦略改革のレベルをもっと上げていくや、賢い視点からこれまでの組織、制度、政策の全てを包括的に見直すことだという言葉も挙げられております。そういう意味では、こういった部分が実際あるんだよということを、市としてプレゼンができる資料まで持ってって、東京都にこれをプレゼンしたらどうかなというふうに思っております。もちろん1市だけではなかなか難しいところがあります。そういう意味では、市長会とかそういうところでまずはプレゼンして、皆様に合意を得て、それで東京都に持っていくというようなことを行えば、東京都はもしかしたら、ああなるほどおもしろいわねって言って、考えてくれるかもしれません。

何で私が家庭環境、家庭の保育というか、そういうものをお話ししてるかといいますと、正直、ちょっと私もいろいろとネットで調べた限りでは、どんなに完璧な環境を与えても、人間の言葉、ぬくもりを感じなければ子供は育たないという言葉もありますし、以前、大分ニュースにもなりました酒鬼薔薇事件、あのときでの本人のやはり言葉からすると、親の愛や肌のぬくもりを感じられなかったと、感じたのはおばあさんだった。おばあさんが亡くなったことで、彼は猫を殺し始めたというような記述もあったりしております。ある意味、よく昔、言われてたのは、我慢のできない子供、切れやすい子供というような言葉も以前あったように、やはり親のぬくもりを感じながら育つことによって、将来の子供の性格だったり、そういったものも変わってくるのかなというふうには思いますが、この点についてはどのような考えでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子供の発達ということで、親の愛という、肌のぬくもりということでございますけれども、心理学ですね、子供の発達段階は大きく乳幼児期、学童期、思春期、成人期の4つの段階に分かれると言われております。乳幼児期と学童期は、親から生き方を学び、吸収する時期と言われております。その中でも、特に乳幼児期は心身ともに親と一体の時期で、母親や父親など特定の大人から安心して温かい愛情を受け、また周囲とのかかわりを通じ、愛着関係を形成し、基本的な生活習慣を身につけ、道徳性や社会性を育む時期でもあると言われております。大切な時期だと思います。

以上です。

○14番（関野杜成君） そこで、大切な時期というところで、何歳から何歳まで、こういった仕組みを新しく政策としてつくればいいのかというところで、前も小規模保育と同じように、ゼロ歳から2歳までの間隔でこういったことが、実際パートに行かなくても子供を育てられる、自宅で育てられるというような形をつくったらどうかなと思っております。自宅で子供を育てる、ゼロ歳から2歳までに対しては、例えば今だと児童手当だったり、いろんな手当がありますけれども、新しい手当として月、単純に幾らというのは決められませんが、今のパートタイムというところを考えると月5万5,000円を支給するとか、もちろん今回出た、市だけの負担で6万2,000円、国や都の負担も足すと11万4,000円というのは、ゼロ歳から5歳までのかかっている金額を実際のパートタイムの割合で割った金額ですから、これがゼロ歳から2歳までとなると金額はもっと高くなってくると私は思っておりますし、高くなるのが実際のところだとも感じております。実際のところ、じゃそういったところに関して、やっぱり子育て環境をよくしていくというところで考えるのであれば、そういった考え方も一つではないかなと思っております。

もちろんずっと子供だけを見てるということは、なかなか難しいところもありますし、今家庭保育してる方に対しても、同じようにやはりあるように、一時保育だったり、そういったものがありますから、やはりそういった制度もしっかりと、月に何回は最低できるんだよと、その上で家庭で育てた場合は、月額これだけ支給

されるんだよというような形の新しい制度が、私は必要と考えておりますが、市長、ここまでいろいろ、実際のかかっている予算だったり、考え方だったり、そういったものを聞いて、どういうふうに思いましたか。

○副市長（小島昇公君） 今いろんな推計の中で御提案をいただいたというふうを受けとめてございます。お子さんを、親御さんが直接育てるとというのが、お子さんにとって非常にいいよというのは、私どもも実感しているところでございます。ゼロ歳から2歳ということでございますと、正職として働いておりますと育児休業ということで、お休みをとりながらお子さんを育てるという制度も制度としてはございます。ですから、社会としては、そういう制度を非常にとりやすい社会にしていくべきなのかなと。また、その働き方というのは、個人個人いろんな価値観があったり、いろんな上限ございますので、パートタイムに働いている方がお金のためだけということではないというふうにも思っております。やはり仕事と子育てを両立したいために、そういうのを選んでる方もいらっしゃると思いますので、その辺いろんなケースが考えられますので、御提案は御提案として受けとめたいと思います。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） パートタイムですから、育休が1年間とれるかどうかという話もあります。正社員であれば、そういったところまでとることは可能だったりもいたしますが、実際のところそういった部分での、正直、保育園の申し込みに対してこういった項目が今のところないと思うんですね。そういう意味では、情報収集をまず行わなきゃいけないのかなと。実際、副市長が今言われたように、パートタイムだからといって、実際に家でやりたいと、子育てしたいというわけではなく、働きたい方も中にはいるんじゃないか、そのとおりだと私も思ってます。ただ、実際のところパートタイムで収入を得るといいうところになったときに、扶養されてる中に入ったとき、ほとんどの方が、さっきもマイナンバー制度の話も軽く出しましたけれど、今後、マイナンバーが進むことによって、税金が、所得がかかってくるといったところから考えると、この金額に対して働くのではないかという部分も考えております。そうなってくると、やはりその金額を働く、その収入を得るために、それ以上の税金を使うというのは実際どうなのかというところが考えられますので、まずは提案するに当たっては、ある程度の資料、実際のデータが必要になってきます。そういう意味では、今後、保育の入園希望とか、そういったもので、個人情報の関係もありますが、個人情報としてわからないように、推計というのはとれると思いますので、そういったことはやっていただきたいなというふうには思っておりますが、市長、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） いろいろ御提案いただきましたけれども、なかなか推計とるのは難しいかなというところでございます。その中で、いろいろな施策を立案する中で、関野議員が御提案したような制度に、家庭保育をしていただく御家庭をふやす場合には、そちらの家庭保育してる方に対する施策が、今のままで全然足りないと思いますので、その辺も充実させた施策をやらないと、皆さんに行き渡る施策ではなくなってしまふのかなと思うようなところがございますので、現在の制度から変えていくというには、なかなか一遍には、なかなか移行できないかなというところがございますけれども、今後、当市に合った子育て施策というのは、そのような視点からもいろいろと考えていくときではあるというふうには認識しているところでございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

市長の1丁目1番地、「子育てしやすいまち東大和」でしたので、市長がお答えしていただけたと思いましたが、これは副市長の1丁目1番地だったのかなというふうになんと受け取りました。

実際のところ、やっぱりそういうのがありますので、できるできないというところで、実際、今制度がないからできないではなく、そういったことをやるにはどうしたらいいかということも、やはり考えてはいかなきゃいけないのかなど。先ほど来ずっと出してありますが、新都知事、頭が変わったことによって、いろいろな形ができております。市長もそれなりにいろいろと考えていると思います。そういう意味では、頭をやわらかくして税金を無駄に使わないように、効率化、効率的に使えるような施策をしていただきたいなと思ひまして、この部分に関しての質問、提案は終了させていただきます。

では、次に学校教育についてです。

学校教育については、先ほどの答弁の中でもチームとしてのあり方という形で、国からも指針が出ております。実際のところ学習指導要領の改善等も行われた中ですが、国としては37年度までに、実際のそのチームとして、チーム学校というんですかね、これを整えたいというようなお話をされてるというふうに思いますが、現在の東大和市としての各学校の体制というのが、どういったものなのか。どういったものというのは、今いる専門スタッフですね、スクールカウンセラーだったり学習指導員だったり、そういったものがあると思うんですが、現在そういったものがどれだけいるのか、またこのチーム学校というふうに国が言っている体制に持っていくためには、そのほかに今いない方というのは、どういった方が必要になってくるのか、その点についてお伺いいたします。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 現在のチーム学校というようなことで言いますと、管理職がおりまして、そして子供たちに学習を教える、または生活指導するなどの教員がいるわけです。そのほかに、専門性のあるスタッフというようなところで、スクールカウンセラー、それから学習指導員、またティームティーチャー、学習支援員、これ学習支援員は小学校のみでございますけれども、あと学校図書館指導員、または中学校におきましては部活動の指導員、それから学校と家庭の支援員であったり、季節的なものでありますけれども、プール指導員、委託をしておりますがALT、特別支援教室の専門員、学校経営支援員、これは一部の学校でございます。または理科実験支援員、そのような専門スタッフが各学校のほうにいるというような状況で、先生方と連携しながら学校運営に当たっているというふうになります。

また、今後必要となってくるであろうと思われる専門スタッフといたしましては、これは現時点で考えられるというところでお話をさせていただきますと、今後、各学校にはスクールソーシャルワーカーが配置されるというかなんかというところだったりとか、今後、プログラミング教育と言われていの中で、ICT支援員であったりとか、または不登校に対応するような不登校支援コーディネーターであったりとか、それからこれから国際理解を進めていく、国際社会で活躍していく人材を育てていくためには、ALTを常時活用するとか、または日本語指導員を各校に置くとか、警備員も常駐しなければいけないとか、さまざま考えられることはあるかと思いますが、それがまだこの時点でいいかどうかということは、今ちょっと申し上げられないかと思ひます。

以上でございます。

○**14番（関野杜成君）** ありがとうございます。

今回も他の議員の一般質問でも、やはりそういった話が出ておりました。正直、スクールカウンセラーが週1回、1回というか1日ですかね、それよりもやはりスクールカウンセラー、常時いていただいたほうがよかったですり、そうなるといういろいろな予算等かかってくるのかなんかというふうには考えておりますが、やはり国としてチーム学校をつくるために、10年後、37年までにはこの体制を整えたいと言っておりますから、先ほど来、保

育園の話でも出しているように、現場が、やはり都が国のほうに予算を要望していく、こういった形になることで国が求めているチーム学校というものができてくるというようなことを、しっかり出していかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

先ほどの保育でもお話しさせていただきましたが、今回の学習指導要領の改善及び必要な方針等についての答申の中にも、国として子供たちの現状の課題の中では、読解力に対する課題があると言っています。また、家庭の経済的な背景についてもというふうに書かれております。そういう意味では、国も言っている中で、先ほど来、出している新都知事、小池知事も、全ての子供の学びのためにということで、施政方針の中でも、やはり家庭の経済状況による教育機会の格差を解消するというようなことを言われておりますし、先ほど来、何度も言われてもらっていますが、子供への投資、ここでは教育への投資というふうに言いかえておりますが、未来への投資であるというように言っています。正直、市として予算があれば、こういったものどんどんできると思うんですけども、やはり市として予算もなかなか難しい部分であるのであれば、先ほど来、言ってます学校教育、未来への投資、イコール、未来の大人になって働いて、税金を納めていただくためのものですから、そういったものに関しては都もそうですけれども、国に対してどれだけ要望していくかというのが必要になってくるのかなというふうに思っています。ただ、お金ください、何くださいだけではなく、何が必要なかという細かい、現場だからこわかるようなプレゼン資料をつくって、先ほど来、言っているように、26市、市長会等でまずそういったものを話し、団結して都や国に要望をしていただきたいというふうに思っております。

こちらのほうの答申の中では、何ができるようになるか、何を学ぶか、どのように学ぶか、子供一人一人の発達をどのように指導するか、何が身についたか、実施するために何が必要かという部分が、ある意味、教師としての資質というふうにも書かれております。この教師の資質がないと、子供たちの能力に違いが出る可能性は間違いなくあると思っております。そういう意味では、ティームティーチャー等、いろいろありますが、ある意味、一人一人のつまずきというものをしっかりと先生が見れないと、その子供たちのつまずきのまま置いていかれるという問題になりますが、実際これからいろいろなことを、校長先生を初め、教員に対しては指導していかなくちゃいけないというようになりますけれども、現状これから指導していく中で、どの程度能力的にできるのか、できないのか、スキルアップを行っていかなくちゃいけないのか、そういったことというのは、実際、教育委員会としてはどのように考えておりますか。

○学校教育部参事（岡田博史君） これから子供たちが、この社会を担っていくというところで、その資質や能力というのは、子供たちの人間性を高めたりとか、社会の中で生きる力をつけていくというためには、当然今、議員がおっしゃっているように、先生方の資質、能力というものを十分高めていかなければいけないというふうに認識しております。その能力をアップさせていくということについては、やはり今、これも教育委員会の中で新人の教員を初めベテランの教員まで、その職層に応じて研修等、実施して、その能力を日々高めていくことを努力しているところでございますけれども、私たちも一緒に、やはりその能力を高めるために、教育委員会も学びながら、そして先生方と一緒に教育委員会と学校が手を取り合って、その資質能力を高め、子供たちがこれから生きていく社会で、子供たちが活躍できるように対応していかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、なかなか資質、能力を高めていって難しいんですけども、日々の研修等を重ねながら高めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 正直、すごく大変なことだと思います。私も、この仕事をやってから日々勉強だなというふうに思っておりますが、やはり先生方も、先生になったからゴールではなく、今回のこれを見ていくと、今の先生がやってることだけではできないというような部分も見えてきます。そういう意味で、大分前からやられてると思うんですが、ティームティーチャーの方等が多分、入っていると思うんですけれども、このちょっと案件について、余りいい案件ではないので、どこの学校とは言いませんし、ある意味、ちょっと2つ紹介しようかなと思ってるんですが、1つは市内、1つは市外のちょっと問題点がありましたので、ちょっとお話しできればと思ってます。

市内の学校なんですけれども、ティームティーチャーという形で個別に実際教えていたりとか、そういうことをやっているんですが、一緒に担任の先生と授業をされてるときに、ちょっとこの生徒、つまづきがあるんじゃないかなと、ティームティーチャーが発見したらいいですね。それを授業を終わった後に、先生のほうに、ちょっとあの子、やはりもう少ししっかり見たほうがいいんじゃないかなということでお話をしました。そうしたら、何なのみたいな感じで教員がむすっとしたらしいですよ。そしたら、そのティームティーチャー、次から呼ばれなくなっちゃったというような案件があります。

他市のほうに関しては、これ英語なんですけれども、英語の教え方として、やはりティームティーチャーで入った方も、それなりに英語を学んできた方なので、普通に日本の教育という形ではなく、楽しく教えていくというのをよく御存じだったらしく、もうちょっとこういう形で教育したほうがいいんじゃないかなということをお話をしたら、あなたに言われることじゃないかなということをお話をしたら、実際のところ、そこの教員がそれを言ったんだけど、そのティームティーチャーの方は、その後も一応呼ばれてはいるというような状況です。

問題提起をして、誰かの責任をとれということをお話をしたいわけではなく、チーム学校ということをお話を今後考えていったときに、教師だから、教員だから、またはティームティーチャーだからとか、その種目によって、または契約内容によって、区別だったり、区別というか差別ですね、そういうものが起こっていくとなると、まずは先生側のチームとしての形ができてこないような私は気がします。もちろん教員は教員でやるべきこと、それで専門家は専門家ですべきこと、いろいろなことをやっていくということですから、そういうところはある意味校長とか、そういった教頭とかではなく、教育委員会がやっぱりしっかりと指導して意識改革というものを行っていかないと、チーム学校というのはできてこないんじゃないかなというふうに思っております。

もちろん中でどのように指導して、どういった形で一人一人の子供の状況を確認するかというようなことに関しては、チーム学校として校長がそういったものをしっかりとスキルアップを行って、形を考えていかないといけないんですが、今お話しした部分に関しては、やはり教育委員会が行う仕事になるのかなというふうに思っておりますが、実際そういった状況というのが、教育委員会に入ってくる体制なのかどうかというところが、なかなか難しいのかなと思ってます。正直、余りいい話ではありませんので、本来だと、そういうものはしっかり上げてもらって、問題提起をして改善していくというのがいいんでしょうけど、やはり何かそういう問題を起こしてしまった人は、なるべく隠したいというような状況も踏まえられますので、教育委員会としてなるべくその問題点を挙げた、見つけたからといって処罰、何をやるということではなく、それを改善するための問題点というような形で、しっかりと教育委員会に情報が入るような形というか、仕組みをつくってほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 今お話がありました事例につきましては、教育委員会としては認識はしてい

ません。しかしながら、もしそのティームティーチャーの嘱託員の方が、担任の先生に何かそのようなことを言われて不快な思いをしたというようなことがあれば、それは学校の体制としてきちんと正さなければいけないかなというふうに思っているところがございます。いずれにいたしましても、ティームティーチャーと教員というのは立場がやはり違うということは、これは仕方がないところなのですが、学校の中で働く職員はどんな立場が違って、目指すところは一緒だというふうに考えております。これは年度当初に校長が学校経営方針をきちんと立て、こういうところに向かっていくんだということを組織全体で確認をいたします。ですので、それぞれのその中で立場が違って、役割を担っていくというところが、チーム学校として非常に重要な部分でありまして、そこで皆さんがそれぞれ協力し、共通理解をしながら子供の力を育んでいくという、それぞれ違った取り組みをしながらでも、目指す部分は一緒だという認識を強く持つことが重要であると考えておりますので、機会があるごとに校長会のほうでも、教育委員会としても、やはり校長がリーダーシップをとっていくことが重要ですよというような話はさせていただきたいというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） これから本当、大変な状況に、状況というか時期でもありますので、先生も能力アップしなきゃいけない、学校長も能力アップしなきゃいけない、もちろん教育委員会としても、そういったものをしっかり管理していかなければいけないという状況になりますので、よろしく願いいたします。

時間的に大分遅くなっちゃったんですけども、あと他の議員での答弁という形で、ちょっと省略させていただきますが、児童の状況を把握するのに他の議員の答弁では、職員会議を開いてというような答弁があったと思います。今後こういった専門家が入ってきたときにも、同じようなことを行うのかどうかというような質問をしようと思ったんですけども、多分まだ検討してない、これから検討するというお答えでしょうから、1点、言わしていただきたいと思うんですが、最近、ITが大分飛躍的に進んでる中でもあります。何でもかんでも職員会議をして、皆様で意見を交換してという時間をとっていると、結局、今までと同様、教員がやるべきことという時間がない状況も踏まえてきますので、情報共有ができるようなクラウドシステムだったり、ネットシステム、または多分、今後、数年もすれば、今でももうできているんでしょうけれども、その子に対してどういった問題があるかというのをレコーダーでとって、それをパソコンにつなぐと、その子供のページに問題点だったり、その子の性格だったりというものが入っていると。それをぱっとみんなが個々で見ることによって、それがわかるような、余り時間を使った会議というのをなくしてほしいなど。もちろん、この部分についてというものがあれば、それは専門家同士と教師とでしっかりやり合うとか、全てを職員会議という形でやっていくと、今以上に時間はとられていくと思いますので、このシステムをつくるに、チーム学校をつくるということは、ある意味、各個人のやるべき仕事というところを、時間をつくっていくことだと私は思っていますから、なるべく会議の中でも時間を短くしていく会議、それをどうしていけばいいのかというのは、教育委員会なのか、学校長なのかかわかりませんが、いろいろ検討していただければなど。もちろんそういったICTの活用だったりってなっていくと、やっぱりそれなりの予算もかかりますので、先ほど言ったように何が必要で、どういったものを効果的にやるのか、そういったものを踏まえて都や国に予算要望していくということも必要になります。この点については、要望という形でさせていただきます。

次に、4番目、大きな3番の④学費の無償化に関してなんですけれども、一応これもいろいろお伺いをしたかったんですけども、時間的なものもありますので、正直、先ほども言っているように、全ての子供の学びという

部分でもありますし、児童に対する、児童手当とかいろんなものもありますけれど、その中ではやはり家庭の環境に左右されないようにというような言葉も書いてあります。そういったところから考えると、今授業料としては基本的にはただと、ただというか無料という形になっておりますし、子育て支援の中で給食費等はそこから引き落とせたりっていう手当等もあります。

ただ、その中で入学するに当たっての中学生でいえば制服だったり、小学校のランドセルというのは最近、じいちゃん、ばあちゃんが子供たちに買ってやるというような動きもありますからいいんですけども、やはり学用品だったり、または修学旅行という部分に関しては、もう少し市としてというよりも行政として、都や国として見ていってあげるべきなんではないかなというふうに考えております。この点についても、こういった形で予算を見つけてくるかということも、ちょっとお話をしたかったんですが、正直、時間がないので、これはまた別のときというふうにしますけれども、以前、民主党、もうなくなってしまったのかな、今、民進党になってるのか。民主党政権があったとき、2万円の子供手当というのがありました。あれに関しては、私ちょっと計算をさしていただいたら、月額2万円で出すと、ある意味、ランドセルも買えるし、なおかつ中学校のときに制服を2回、買いかえることができると。上履きも体操着も、そういったものぐらいのいい金額でもありました。ただ、あれ現金でお渡ししてるので、実際に子供にそれがいってるかっていうところが疑問符されます。

先ほどの保育園の話だと、現金で渡したらどうだっというふうなお話でしたが、今回この小中学生の場合については、もしやるのであればチケットというふうな形で、子供の備品を買えるチケットというふうな形で出さないと、実際の子供への教育費としての使われ方がしないというふうに思ってます。いい親もいれば、悪い親もいますので、酒を飲んでしまったり、パチンコ行ってしまったり、そういったことも行われると、実際、渡している意味がありませんので、できればちょっとそういったことも、今後、東京都もなるべくそういった格差をなくそうということをしつこく言っているタイミングですから、この熱いタイミングのうち、鉄は熱いうちに打てじゃないですけど、こういうタイミングでどんだん提案をしていってほしいなということを要望したいと思うんですが、この点についてだけ回答をください。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 教育に対しての国の予算の配分の仕方、あるいは東京都のこれからの予算の配分の仕方などにもかかわってくるのだと思います。国におきましては、これまで教育再生実行会議というものの中で、教育は未来への投資だということを重視して、世代を超えて全ての人たちが子供を、若者を支えていくというような考え方が示されていて、平成29年度の国の予算の方針という中でも、文科省のホームページなどを見ますと、特に幼児期ですとか、あとは高等教育の際のところを重点化して、その考え方を実現化していこうという考えが一つ読み取れるかと思えます。今御提案がありましたことも含めまして、市の財源には限りがございますので、要望などの場面では、それはちょっと念頭に置いておきたいと考えております。

以上でございます。

○**14番（関野杜成君）** 答弁としてはよくないですが、私の再質としてはすばらしい答弁だったと思います。今言ったように、上から来るのを待つ、これはやめてください。現場がここなんですから、現場として上に上げていくという考えを持って、やはりやっていかないと、本当の教育というのはできないと思いますし、ある意味、やっぱり日本人をどうやってつくっていくかというのが教育です。前も子育てのときに、私、この議会でも何度も何度も言わせてもらってますが、オオカミに子供が育てられればオオカミになってしまいます。そういう意味では、しっかりと子育てができることによって、その子供がしっかりと大人になって、社会で生き

ていく力を持てるんです。そのための教育でありますから、余り甘く考えないでほしいなと思ってます。子供の将来がかかっている教育ですので、そこに対して必要なものというのは、なるべく本来は国が出すというふうに思っておりますから、市としてどのようなものを今後、子供たちに与えなければいけないのか、そういったことを考えた上で、しっかりと提案をしていく、それも熱く提案をしてください。

なおかつ、東京都というのは、それなりの予算を持っていますから、国は出さなくても東京都は出してくれる可能性はあります。そういう意味では、国、東京都からのが来るのを待つのではなく、東京都に対して要望して、まずは東京都に予算をつけてもらおうと。そういったことをすると、国も案外そこから予算つけてくれるんです。先ほどもお話ししましたが、小規模保育についても結局そうなってます。そういう形で、何とか予算づけを今後、何年かかかるかもしれませんが、やはり要望として、軽い要望ではなく、熱い要望として上げていただきたいということだけ、私からも熱い要望で要望しておきます。

次に、ペットについてであります。

ペットについてというのと、東大和の場合は、まだ担当としての課がないのかなというふうに考えられます。実際のところ、犬ですね、たしか登録だったり、そういったものに関しては、狂犬病とかそういった部分での観点から犬の登録というふうになっておりますが、現状、犬の登録というところだけでなく、動物の愛護及び管理に関する法律というのが、私も調べたら、私が生まれた年にできているんだなって、もうそのぐらい前から動物愛護に対していろいろやられている中で、もちろん東京都でも動物愛護に関する施策を総合的にというような、そういった条例等もあります。実際、中を読みますと、たまに区市町村って言葉も出てくるんですが、現状、東大和ではどの程度のことをやられているのか、この点についてお伺いします。

○健康課長（志村明子君） 現在、市におけます動物に関する取り扱いについてでございます。組織規則において、特に事務分掌としての明記はされておりませんが、所管事務に派生するものの関連業務として、各関係部署で対応しているものでございます。例えば道路上のふんに対することは土木課、動物の死骸やごみ置き場を荒らすことなどについてはごみ対策課、公園については環境課、家畜については産業振興課、先ほど議員がおっしゃいましたように、狂犬病予防注射や不妊手術助成に関することは健康課で行っております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

いろいろペットの状況に応じて、またはそういうものに応じて場所が違うということなんでしょうけれども、それは結局どこにどうなっているかということところからの部分だと思います。正直、ここ最近、いろいろと猫に対しての去勢に対する質問等、上がっておりますが、なかなか、私も以前、質問させていただいたんですけども、ちょっと今回、2月だったかなんかで去勢のほうの助成金が、野良猫のみに何か変わったのかな、何かちょっとそんな記事を見たんですけども、実際当市として、去勢手術に対して補助金を出しているんですが、出してる理由というのは何なのか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 当市で、今現在、行っております飼い主の飼い犬及び飼い猫等に対する不妊・去勢手術に対してでございますけれども、これは公衆衛生の向上を図り、またもって福祉の推進をするために飼い犬及び飼い猫、また飼い主のいない猫等に行っているものでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 市報に載ってた、たしか飼い猫は助成対象にならないって、たしか書いてあったような気がするんですけど、来年からそういう形になっちゃうんでしたっけ。

○福祉部長（吉沢寿子君） 来年度の予算につきましては、まだこれから議会、こちらのほうの議会のほうで皆様に御審議いただくということでございますけれども、現状、私ども担当部のほうで考えておりますのは、来年度から飼い主のいない猫に特化をさせていただいて、その予算額を拡充して、避妊と去勢についての金額を上げて、飼い主のいない猫に特化した対応をするというようなことで考えているものでございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） 言葉尻をとるようではありますが、特化する理由としてなぜなのか教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず、飼い犬につきましては、狂犬病予防法とか、それから犬の登録といったものがきちんと飼い主に義務づけられてるということで、適切に飼い主の責任において、判断において避妊や去勢を行っていただくというものでございます。また、飼い猫につきましても、きちんと飼い主の責任において、避妊や去勢の手術をしていただいて、適正に終生飼養していただくというようなことで、市としては考えているものでございます。

以上です。

○14番（関野杜成君） となると、以前より少し飼い主の責任というところに踏み込んだのかなというふうに考えられます。

ちょっとその話に行く前に、せつかく犬猫、もちろん動物愛護というところの観点で、飼い主の責任というところになったのかなと私は勝手に理解しますが、ちょっと今、市のほうの資料を調べさせていただいたときに、犬の登録申請書なんですけれども、ちょっとそちらを見ると同時に、確か東京都の犬の飼い方というものも、多分、飼い主が登録しにきたときにはお渡ししてると思うんですけれども、この犬の飼い方の中で見ると、ここにマイクロチップ番号って、こっちには書かれているんですね。ただ、飼い犬の登録申請書のほうには、マイクロチップ番号という項目がない状況です。せつかく、この飼い方というものを渡している中で、登録というところで、この表の中にないというところが、今まで東京都からというより、市としてそこまでやる気がなかったのかなというのが見える資料に、私はちょっと見ちゃいました。

ただ、これからしっかりと飼い主の責任というところ、やはり行っていくのであれば、できればまずはここにそういったことも入れてもらいたいですし、先ほど動物の愛護及び管理に関する法律というところでも、いろいろ改正された内容もあるんですけど、そこにもマイクロチップということも書かれております。そういう意味では、そういったしっかりと把握できるような形を、今後、行ってほしいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今議員からお話いただきましたマイクロチップでございますけれども、動物愛護管理法の中では飼い犬や飼い猫などの所有者、飼い主の方は、御自身の所有であることを明らかにするために、マイクロチップを装着するということが定められているものでございます。これにつきましては、まず獣医さんのところに行って、マイクロチップを装着していただきまして、登録が完了したとき、終了しましたら、飼い主さんの氏名や住所、電話番号を記入して、日本獣医師会のほうに郵送するというものでございます。もし、そのマイクロチップを装着した飼い犬や飼い猫が行方不明になった場合には、マイクロチップ読み取り機というのが、主に動物愛護センターや、その動物病院などに置いてあるということでございますので、そちらのほうで確認をしてもらって、照合して飼い主のところに戻すというようなものであるというふうに考えてるものでございます。

市といたしましては、今登録のところマイクロチップの番号がないということでございましたけれども、

これにつきましては東京都等にも確認をさせていただきながら、そこに記入すべきかどうかというところも、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

ただ、私、マイクロチップはもう古いかなって思っております。もう今の時代、例えば発信機等、いろいろ出ておりますから、そういったものも検討するのも一つなんじゃないかなっていうふうにも思っております。

また、海外等、いろいろ調べてみますと、やはり動物愛護に対する教育等も小さいうちからされております。以前、ごみの分別ということで、親からというよりも子供にしっかり教えて、当たり前というような時代にしていただきたいというようなことを伝えてまいりました。そういう意味では、教育委員会のほうになるんですけども、学校教育の中でどのようなことを今まで送ってきたのか、また実際、実際の法律というか、この基本的な指針の中では、平成35年までにとというような形で、この動物愛護に対する教育を行ってほしいと、確立してほしいというようなことも書かれております。

今まで、私が小さいころは学校の中にウサギがいたり、鶏がいたりというような状況があった状況ですけども、今はほとんどなかったりというのがありますし、今後そういった殺処分とかそういった部分での動物に対する考え方という教育については、どのように考えてるか教えてください。

○学校教育部参事（岡田博史君） 現在、各学校においては、小動物の生き物なんかは教室等で飼っているというようなことはございます。それらの飼育を通して、生命のとうとさについて実感を通して学ぶという観点で、教育活動の中では大切な部分かなというふうに考えてるところです。そのほかにも道徳の時間とか学級活動の時間を使いまして、動物愛護の精神や生き物の命に関する指導というものも行っているところです。内容としましては、どんな生き物にも人間と同じように命があって、大切にしなければならず、人間の勝手な思いでその命を脅かすことはしてはならないというような、そんな指導も行っているところです。

現在、ペットについてのお話でございますが、ペットのことについての直接的な指導というのは、学校においては行ってはございませんが、東京都の福祉保健局などから出ております「犬を飼うってステキです——か？」なんていう動物愛護読本なんかは各小学校に配られておりまして、その読本を使って指導している学校はございます。

以上でございます。

○14番（関野杜成君） ありがとうございます。

先ほど福祉部長も言われた飼い主の責任というところになります。実際のところ教育のほうでも、子供のうちから愛護センターとか、そういった保健センターなどに行き、実際、人間の無責任な飼い主による教育やエゴ、飼う側のモラル、責任の問題で、実際にこういったセンターに犬、猫、ほかの動物等が捨てられてるという状況もありますので、海外では基本的にこういったところに小中学生が見に行ったり、そういったのを学んだりということも行われております。カナダだったり、アメリカだったりでもあるんですけども、ドイツとかだと犬1頭飼うのに年間2万円、犬税みたいなものがとられると。2頭目になるとその倍、4万円、年間かかると。ある意味、お金はそれだけかけるけれども、しっかりと飼い主としての責任を持ってくださいというようなことですし、先ほど言ったカナダのほうでは、ふん放置すると大体罰金で、日本円で43万円、罰金がかかります。または6カ月の懲罰があったりというようなこともあります。

基本的に、多分こういったものというのは、人間と同じように生き物というところでの考え方を子供たちに

も教えていくというようなことを行っているのかなど。また、先ほども言いましたが、犬のDNA登録とか、そういったものを諸外国では行っており、犬だけではなくそのほかのペットに対しても、管理をしっかりと行っているのかなどが行われてます。

アメリカでは、公園にあるタンクがありまして、犬のふん、そこに入れると電気がつくという、そういうバイオマスのタンクが置かれていたりということもありますから、今後やはり東京都が、国が動物愛護に対して言ってきたからじゃやろうではなく、それこそ先ほどから言ってるように、現場として動物愛護に対してどのような考えを持ち、または東京都以上の条例をつくることはなかなか難しいですけれども、なければ条例としてしっかりと、飼う方の責任というところに追求した条例、罰金も私は必要なとも思っておりますし、そういうことを行っていかなければいけないのかなというふうに考えております。

また、実際、東京都、知事も今回また、先ほど来、出しますけれども、動物殺処分ゼロに向けて、わざわざ声に出して言っております。やはり殺処分ゼロにするためには、まずは捨てられないということもそうですが、現状、捨てられてしまっている子たちをどうするかというところで、日本だとやはり、たまにニュースでも見るんですけど、戦争地で亡くなった方の映像とか、モザイクがかかってたり、ちょっとそういった部分で、実際それはどうなのかなって、私、教育上、思ってます。そういうものをしっかり見ることによって、もっといけないんだよ、いいんだという感覚を持たなきゃいけないんじゃないかなど。そういうのを考えたときに、海外ではそろそろ殺処分されちゃうよというペットをSNS上で公開してます。その公開することによって、引き取り手が出てくる、出てこないという状況も出てきますし、先ほど言ったように愛護センターで、この子たちは、いついつ、もう殺処分されちゃうんだよって、実際のそういったものを教えています。やっぱりそういった、隠さずしっかりと教えることが、本来の教育にもなりつつあるのかなというふうに思いますので、教育の部分としては教育委員会としてしっかりやっていただきたいですし、条例だったりそういった部分に関しては、しっかりと健康課なのかな、来年から別の環境課になるのかな、そういったところでもやっていただければなというふうに思っております。

回答いただきたいんですが、ちょっと1分を切ってしまったので、この点については要望をしておきます。

それと、最後に伝えたいのが、全てものに関して、都知事も言ってますが、全ての事業に対して終期を設定する。終わる日を設定する。民間では当たり前です。こういった考えを持って、いついつまでにこれをやって、こういったものをつくるんだというのを必ず設定をした行政運営を行っていただきたいということを、強く強く要望いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、関野杜成議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時43分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（関田正民君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

[1 番 森田真一君 登壇]

○1番(森田真一君) 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず大項目の1として、障害者の福祉施策についてです。

平成29年度は「第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画」の準備の年となります。現状と課題、新たな計画の考え方について伺います。

①として、計画の主要な課題について伺います。

②として、特別支援学校高等部を卒業する生徒たちの受け皿について現状と課題を伺います。

③として、放課後等デイサービスについて現状と課題を伺います。

④として、65歳以上の介護保険優先適用について現状と課題を伺います。

⑤として、精神障害者・てんかん患者の就労支援等の施策について現状と課題を伺います。

大項目の2では、高齢者の医療・介護の負担について伺います。

①として、安倍内閣は、社会保障予算の自然増分を5,000億円以下に抑制するとして、75歳以上の後期高齢者医療制度の特例軽減を縮小、70歳以上の高額療養費制度の患者負担の上限額を引き上げ、介護保険の3割負担導入を閣議決定をしました。負担増により必要なサービスが受けられなくなることが心配をされます。市の認識と課題を伺います。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[1 番 森田真一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、平成30年度からの第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画の課題についてであります。現在、国において平成30年度からの障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するための基本方針の見直し作業を進めております。この指針における主な改正点としまして、就労定着に向けた支援や地域共生社会の実現に向けた取り組み、障害児支援の提供体制の構築などが掲げられており、市といたしましては国の基本方針に基づき、市の実情に応じて計画策定を進めていくことが必要であると考えております。

次に、特別支援学校高等部卒業生の現状と課題についてであります。特別支援学校高等部からは、今後、毎年、15名から20名の方が卒業されると見込まれます。このうち、6割から7割の方が日中活動の場として生活介護や就労継続支援などの障害福祉サービスを利用すると見込まれていますことから、市では日中活動の場の整備が必要であると認識しております。

次に、放課後等デイサービスの現状と課題についてであります。近年、障害のある児童が増加し、それに伴い学校の放課後や長期休みに、これらの児童の生活能力の向上のための訓練等を行う放課後等デイサービスの利用希望がふえております。そのため、利用待機者や他市の事業所を利用する方などがふえていることが課題であると認識しております。

次に、障害がある方のうち、65歳以上の方への介護保険サービス適用に係る現状と課題についてであります。障害者総合支援法の規定により、介護保険法に基づく介護保険サービスを受けることが可能な場合は、介護保険サービスを優先して利用することとされております。市では、法の規定に基づき適切に対応を行い、円滑に移行がなされております。

次に、精神障害やてんかん患者の方への就労支援等の現状と課題についてであります。市では東大和市総合福祉センターは〜とふるの障害者就労生活支援センターにおいて、障害者就労支援を行っております。就労支援センターに登録して支援を受けている方が100名余りおりますが、そのうち約4割が精神障害のある方で、てんかん患者の方も含まれております。近年、精神障害がある方の就労は大幅に伸びておりますが、病状が安定せず、職場定着が円滑に進まないということが課題となっております。

次に、高齢者の医療負担に対する市の認識と課題であります。国は平成29年度から後期高齢者医療保険料軽減特例措置を段階的に見直し、原則的に政令本則に戻すとし、また高額療養費制度につきましても、自己負担額の上限額引き上げを段階的に実施することを決定しました。市としましては、被保険者の皆様が安心して医療を受診できるよう、東京都後期高齢者医療広域連合及び関係機関と連携し、それぞれの見直し内容について周知してまいりたいと考えております。

次に、介護保険における利用者負担の見直しに係る市の認識と課題についてであります。国においては平成29年2月7日に利用者負担の見直し等を含む介護保険法の改正法案を閣議決定し、国会に提出をしました。負担割合を決定する年金収入等の具体的な基準は、今後、政令で定められますことから、市では引き続き国や東京都からの情報収集を行い、平成30年度から予定されている制度改正に向け、準備と周知を適切に進めていくことが課題であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○1番（森田真一君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問を順次させていただきたいと思えます。

初めに、障害者の福祉施策についてですが、これまでは総合福祉センターの設置が一番大きいお仕事のひとつとして進められてきましたけど、このほど今年度において総合福祉センター完成して、これで大きな仕事が一段落したということかと思いますが、今後、市の障害者福祉の主要課題というものはどういうものになってくるのかということについて、お考えがあれば教えていただきたいというふうに思えます。

○障害福祉課長（小川則之君） 今後の市の障害者福祉の主要課題についてでございます。東大和市総合福祉センターは〜とふるでは、今後も特別支援学校の卒業生により利用がふえることが見込まれる日中活動の場の定員増を図りました。また、市内では不足しております就労移行支援や短期入所事業の整備、相談支援機能の強化を図りました。今後の課題といたしましては、国の基本指針の見直しで示されている障害の重度化や高齢化が進むことが見込まれるため、そのための地域での支援体制の整備が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 特別支援学校高等部の卒業生の進路のことが、大変大きな問題としてこれから上がってくるというお話でありましたが、これまでの推移と今後の見通しについて、先ほどもお触れになられましたけれども、ある程度詳しいことがわかればと思えますが、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 特別支援学校高等部卒業生の進路の推移と今後の見通しについてでございますが、過去3年間の推移と平成29年3月、卒業見込みの方の進路先でお答えしたいと思います。なお、障害者手帳所持者として把握しているのも、一部、普通高校の卒業生も含まれます。

平成26年3月の卒業生ですが、一般就労が7名、進学が1名、就労移行支援が1名、就労継続支援B型が6

名、生活介護が1名、その他が3名、合計19名です。

平成27年3月の卒業生、一般就労が3名、就労移行支援が2名、就労継続支援A型が1名、就労継続支援B型が6名、生活介護が4名、その他が2名、合計18名でございます。

平成28年3月の卒業生、一般就労が5名、就労継続支援A型が1名、就労継続支援B型が4名、生活介護が2名、合計12名でございます。

この29年3月の卒業見込みの方については、一般就労が7名、就労移行支援が2名、就労継続支援B型が1名、生活介護が1名、その他ということで、まだ未定と未把握ということで7名いらっしゃいまして、18名となります。

高校2年生在学中の方が23名、高校1年生在学中の方が24名おりますので、今後も毎年、20名程度の卒業生があるものというふうに見込んでおります。

以上です。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

より詳しくわかってきました。この中で、就労継続支援B型の施設が挙げられましたけど、いわゆる小規模作業所ということで、この地域でいうと、みんなの家さんですとか、それからあとリエトントンさんとか、こういった事業所になるわけですけども、この利用は22年度では146名から、25年度においては280名と短期間で倍増し、市も特別支援学校卒業生を中心に、今後も利用がふえる見込みだと、これまでの計画でもしてきました。今年度は、先ほども御案内のとおり総合福祉センターの中に就労支援Bが44名分確保されたということで、みのり福祉園と比べると15名ほどふえたということになります。また、市内になかった就労移行支援についても、総合福祉センターに6名分確保されたということで、本当にこの年度は頑張っただけなんだということがわかりますけれども、これらの通所希望者に、今年度については何とかクリアしていくということなのかと思うんですけども、今後においてどうなのかという点では、どのようにお考えになってますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 就労継続支援B型の利用者についてでございますが、議員御指摘の平成22年度から25年度の増という部分につきましては、市内の小規模通所授産施設が就労継続支援B型事業所に移行をしたということによるもので、実数がこれだけふえたということではございません。この間の新規利用希望者につきましては、旧みのり福祉園及び市内近隣の事業所で十分に対応をしております。

総合福祉センターは～とふるでは、昨年10月にオープンしましたので、今春の卒業生の実習というのを受け入れられず、今春、卒業する方の受け入れには対応ができませんでした。しかし、旧みのり福祉園からの移行に伴って定員を拡大しておりますので、来年度以降の卒業生の受け入れには十分対応できるものというふうを考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） わかりました。

また、これらの就労支援施設なんかで、ボランティアなんかでお邪魔したりとかしますと、新卒以外でも結構途中から入ってこられるような方も随分お見かけをいたします。そういった方も含めて、これは枠としては、今のお話、対応できるということだったんですけど、対応はできるのかどうかというのもお考えを伺いたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 平成28年度におきまして、特別支援学校の高等部卒業生以外の方で、新たに就労継続支援B型の通所を希望された方は10名ほどおりましたが、これらの方も全て市内、近隣の事業所で受け

入れをしておるところでございます。今後につきましても、同様の形で受け入れが可能であるというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君）　そういうお話でありましたが、一方で、前回、私この関連で質問させていただいたときにも、少し現場の実態についてお話しさせていただきましたけれども、これを担ってる事業者側では、施設の維持管理、職員の確保、処遇改善等、大変困難をしていると。それから、定員でもぎりぎり、言ってみれば人と人との間を縫って動くのも本当に困難をしていると、そういう面積的なことも含めて大変なんだというお話を紹介させていただきました。

そういったところからすると、今のところ入れたんだけど、今のままでの現状でさらに詰め込むという言い方も適当じゃないんですけども、既存の施設だけで十分間に合うのかなというところでは、ちょっと私としては心配なところがあるんですが、改めて伺いますが、その点では施設からいろんな要望を伺ったりだとか、そういったことなんかではお話しはないのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君）　は～とふるにおきまして、就労継続支援B型等の定員拡大を図っておりますことから、当面の間は受け入れをすることは可能であると。それ以外にも、民間の事業所で、市内におきましてもまだ定員があるというところがございますので、それらを含めて受け入れをしていくことが可能であるというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君）　これも前回の質問のときにもちょっと指摘をさせていただいたんですけども、大体この小規模事業所でB型って言われる事業所なんかだと、もともと施設は非常に狭いもんですから、私、ちょいちょい邪魔させていただいてるみんなの家さんなんかですと、1、2、3と事業所ありますけど、一個一個の施設も非常に、昔につくったということもありますので、大変手狭で、さらに言うと老朽化もしてるということで、これ以上、新たに人を入れるというのは本当に厳しいですよというふうな、そういうふうなお話伺いました。ほかのところでも、新たに建て替えたところなんかは別かもしれないですけど、そういうことは依然としてあるのではないかとすることは、ちょっと添えておきたいというふうに思います。

続きまして、放課後等デイサービスについて伺いますが、現状の利用についてまずお聞かせをいただきたいと思っております。

○障害福祉課長（小川則之君）　障害福祉サービスのうち、放課後等デイサービスにつきましては、近年、利用者がふえております。平成29年2月現在で支給決定者数が87名おります。市内の事業所で44人、市外の事業所で58の方が御利用されております。これは複数箇所、御利用してという方がいらっしゃいますので、実人数とは一致しません。平成24年度には23名、25年度には43名、26年度に48名、27年度に70名ということで、この27年度から急激に利用者がふえております。これは障害児の増、あるいはこの放課後等デイサービスが児童福祉法に基づくサービスになったということで、利用者負担が少なく済むというふうなこともございまして、利用がふえているというふうな分析をしておりますが、障害児数の推移等を見比べますと、今後はこのような急激な伸び方をするというふうには想定はしていないというところがございます。

以上です。

○1番（森田真一君）　私も、この制度には疎くて、最近、娘さんが特別支援学級に通われているという30代のお母様から、Aさんとしておきますが、お話をいただいたところです。この方に伺いますと、放課後等デイサ

ービスについては、経済的な負担が非常に少ないということもあって、まず助かっているということを最初におっしゃっていました。この方の場合、週5日、利用されてるんですけども、近隣にもあるんですけど、市内には2事業者しかないため、この5日間の間、所沢や立川の事業者もかけ持ち利用しなければならず、不便を感じてると言われていました。

聞いてみますと、他市に比べて事業者が少ないんじゃないかと言われていました。第4期計画では、放課後等デイサービスについて、市内事業者は主に知的の子が対象であって、肢体、また発達障害の子は市外での事業所を利用することが多くなっていると。市外事業者を今後、活用してというふうに、こんなふうになってるんですけども、こうやって事業者を取っかえ引っかえしないとニーズを満たせないということになってきていて、それもなかなか難しいと、待機もあるというようなことを聞きますと、これで本当にニーズを満たすことができるんだろうかと、確保策についてはどのように考えているのかということをお教えいただければと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 放課後等デイサービスにつきましては、事業が創設されて以降、営利企業の参入が進んでおりまして、それに伴ってサービスや職員の質の低下という問題を招いております。国も放課後等デイサービスガイドラインを作成して、事業所に対して遵守を求めています。また、この4月に基準を厳格化するということも予定しております。このようなことで、本市におきましては、なるべく適切なサービスが提供されるよう配慮をしてきた中で、市内の実績のある事業所の方に、サービスを提供していただきたいということで、計画的に地域での良質なサービスの提供体制の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 今お話しのように、4月からは開設基準の厳格化ということが報道でもされたわけでありまして。参入する事業者の質の適正化を重視するという事は、私は非常に重要なことだと思いますし、またそうは言いながらも、一方で全国的にもかけ持ち利用の常態化ということも、また報道されているほど事業者も少なくて困難しているということも言われています。

昨年の1月なんですけど、市内で福祉関係のNPOが集まって、NPO福祉連絡会の懇談会というものがありました。私もお知らせをいただいたんで、出席をさせていただいたんですけども、ここでもやっぱり事業者さんから、東村山、立川などの隣の市と比べても全く事業所が足りてないため、他市の事業者も利用しなければならぬと。ある事業者さんからは、新規設置の問い合わせをしたんだが、市の計画に現在ないため、見合わせとなったというふうに聞いたという声もありました。

放課後デイサービスの充足は、障害を持っていても子供の放課後の生活を保障するのに不可欠なものでありますし、子育て日本一を目指す東大和が、この分野でも他市におくれをとらないように、ぜひお力添え願いたいと思うんですが、市内での事業者のまた誘致というんですかね、そういうようなことというのは可能なかどうか、もしくは他市の事業者さんの力をかりるしかないかどうか、そこら辺ではどんなふうに使われてますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 放課後デイサービスにつきましては、ただいま議員からいろいろお話いただきましたとおり、事業所の開設というところで、本市におきましては複数件、開設の相談を受けてるところでございます。市といたしましては、適切なサービスが提供されるよう、国のガイドラインをきちんと遵守できる実績のある事業所の参入につきまして、配慮してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番(森田真一君) ここは何でもかんでも数を追えばいいとか、そういうようなつもりで私も申し上げるつもり全然ありませんので、待っていらっしゃる親御さんにも十分な理解もいただきながら、また開設をしようと思っている事業者さんにも、具体的な後押しをぜひしていただきたいというふうに思うんです。数さえ合えば市外からでも、利用ができるんだったらというふうに思われがちなところも中にはあるのかもしれないんですけども、私は市内にこそ、ぜひこの施設を設置していただきたいなというふうに思ってるんです。

なぜかといいますと、実はこの質問、準備するときに私、ふと思い出しまして、随分昔に、この放課後等デイサービス、毎日じゃないんですけど、週1ぐらいでこの仕事やってたことに気がつきまして、いろんな事業をやったもんですから、ちょっとそのことを突然思い出しまして、そう言われてみればと思ったんですが、子供が学校、終わってから車でお迎えにいった、親御さんが連れて帰るまでの数時間、一緒に遊んだりだとか、おやつ食べたりだとか、そんなことするわけなんですけども、遠方の事業者さんだと、やっぱりそこに子供を迎えに行つて、事業所まで行って、また連れ帰つてというふうに、移動の時間が伸びますと、それだけ遊んだりとかおやつを食べたりとか、ゆっくりしたりする時間なんかもとれないということもどうしてあるんで、なるべく近い事業者さんを育てていただきたいということも、この場ではぜひお願いをしたいというふうに思います。

それでは、次に行きますが、総合事業開始後に介護保険から外れる要支援1・2相当の家事援助等の障害者の利用については、どのようになっていくのかということをちょっと教えてください。

○障害福祉課長(小川則之君) 総合支援事業開始後の介護保険から外れる要支援1・2の方の障害福祉サービスの利用等についてでございますが、先ほど市長の答弁にありましたとおり、障害福祉サービスと介護サービスの適用関係につきましては、法の規定によりまして介護サービス、障害福祉サービスに相当するサービスがある場合には、介護保険サービスを優先して御利用いただくというルールがございます。要支援1・2相当の方につきましては、総合事業の対象となり、介護保険サービスを利用できることには変わりありませんので、従前どおり介護保険、この場合には総合事業になりますが、介護保険のサービスの御利用を優先して利用していただくということになります。介護保険の相当するサービスのない障害福祉サービス固有のサービス、行動援護や同行援護、自立訓練、就労移行支援等につきましては、障害福祉サービスを利用していただくということになります。

以上です。

○1番(森田真一君) このところでは、私、前回、前々回、介護保険の総合事業の内容については何度か教えていただいたわけなんですけど、この間、いろんな方から心配されてるのは、要支援1・2で家事援助を受けるときに、担い手となるヘルパーさんの要請ということで、非常に短時間で、その任につくことをしなければいけないということで、送り出すほうも本当に苦労されるし、現場に行く方も苦労されるというようなことも心配されているところというお話いたしましたけれども、新たに高齢者だけじゃなくて、障害者の方もここに該当してくるということになったときに、ちょっとそういった研修の体制なんかで、こういう障害の特性ということもあると、またいろいろ一生懸命勉強しなきゃいけないこととか、研修、受けなきゃいけないことなんかも出てくるかと思うんですけど、そのところではそういうようなことも、今後準備をされていくことになるんでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 今度の4月から日常生活支援総合事業が始まりますけれども、訪問型のほうのサービスにつきましては、新たに市独自の基準による緩和型サービスとして、訪問介護ですね、生活援助と言われ

る掃除や買い物や調理や洗濯等が大体45分から60分程度という内容で行われることとなっております。これにつきましては、専門職によるサービスと、市が今度新たに研修する認定ヘルパーによるサービスということでの提供になりますけれども、その研修については、これから事業者と詰めていきますけれども、今議員がおっしゃられたような障害の方などの特性なども十分考慮した上での研修をしていただくということで、考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） あわせて、この家事援助を行う場合に、利用時間の伸び縮みと言ったらいいんですかね、限度については、これまでと違いはあるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 総合事業の家事援助につきましては、介護保険としてのサービスでございますので、利用限度の時間の伸び等というようなことでの影響は特段ございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

それでは、次、伺いたいと思います。

精神障害者や、またてんかん患者の方も含めてなんですが、就労支援等の施策について、サービスの内容ですとか、また利用者の数ですとか、現状について少し立ち入って教えていただければと思います。また、将来のニーズについてどのように考えられてるかということも、あわせてお願いできればと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 市におきましては、障害者の就労支援について、総合福祉センターは～とふるの障害者就労生活支援センターに委託して実施しております。この就労支援事業の登録者につきましては、平成27年度末で126名、うち54名の方が精神障害者、この中にはてんかん患者の方も含んでおります——がおりまして、精神障害者の方の割合は高くなっております。近年、一般企業の障害者雇用が進み、実雇用率は5年連続で過去最高を記録しております。その中でも、特に精神障害者の伸び率が著しいところであります。精神障害の方は就労への意欲が高いため、市としても積極的な支援を行っており、これまでセンターを通して新規就労した方の53.8%が精神障害者の方であります。このように、精神障害のある方の就労の部分は非常に伸びておりますが、今後の課題といたしましては、精神障害のある方はストレスや疲労に弱く、症状が安定しないというような課題があるため、就労継続が困難となるケースが多くございます。それらの職場定着の支援ということが、求められていくというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） 地域に障害ある方が働ける場を幅広く確保する必要があると思います。これ事例になりますが、生活保護から自立を目指す統合失調症の40代のBさん御夫婦の例で言いますが、就労継続支援A型の就労先を紹介されて、そのうち——ハローワークで紹介されまして、上がったのは3事業所しかなくて、実際には訪ねてみると空きがなくて、空いてたのは、条件があるのは川越にある事業所だけだったと、こういうようなお話を聞きました。時給は最賃に限りなく近いんですけども、短時間就労ですから、ほぼ毎日通ってもお二人で15万円弱、稼ぐのがやっと。そこに川越まで、こちらのほうから通勤するとなると、計算上、月3万5,000円ぐらい交通費がかかるということで、この方、生活保護からの自立をする過程なんですけども、計算でいきますと本当に手元に保護基準よりも余分にお金が残るのというのは、お二人で月1万円程度しか収入がふえないと、こういうようなことを聞きました。

生保の制度にもいろいろ問題あるのかとは思いますが、私、今し方の課長おっしゃられたみたいに、精

神障害の方、移動に弱いということも、ストレスがかかるということもありますので、近くに就労の場がないと自立の意欲、醸成ということにもなかなかならないのではないかというふうに、そのお話を聞いて思いました。

また、てんかんを持たれてる40代のCさんという方の例なんですけど、この方の場合には発作の心配から車や自転車の運転ができない、都バスやちよこバスは精神保健福祉手帳で割引補助をしてもらえるけども、他の私鉄系のバスや鉄道はないため、通勤にも支障を生じることがあったと言っていました。社会参加の機会が交通面からも制約があって、近くに働ける場が欲しいというお話をされておりました。

こういった障害の特性に合わせて、地域にこういう場を確保するということについては、どのような支援が可能となりますでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 地域に障害者が働ける場の確保ということでございますが、まず議員御指摘の就労継続支援A型の事業所につきましては、利用者と雇用契約を結んで最低賃金を保障するということから、社会福祉法人等での実施が少なく、多くは民間営利企業の運営によるものです。しかしながら、生産活動の内容が適切でない、あるいは利用者の意向にかかわらず一律の短時間労働にする等の不適切な運営をする例が全国的にも多く出ており、国において基準の見直しを行っておるところでございます。

他方、適切な支援を受ければ就労が可能な方については、一般企業での雇用が進んでおりますので、市におきましては可能な限り一般就労を目指していただくということで、市内でA型の事業所を積極的にふやすというようなことは考えておりません。

また、近隣での就労の場の確保につきましては、就労支援センターがは～とふるに移転したことに伴いまして、職員を拡充いたしました。新たに地域開拓促進コーディネーターという方を配置しまして、市内、近隣の法定雇用率未達成企業を中心に訪問をして、職場の開拓に取り組んでおります。こうした取り組みによりまして、近隣での就労の場の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） わかりました。

就労支援Aって余り施設がないもんですから、私も先日、教えていただけるまで余り、こういう課題があるということはよく存じませんでお話を聞かさせていただきました。一般就労も、本当は障害のある方もない方も、一つの職場で力を合わせて働けるという、こういう経験がお互いに大事なんだと思うんですけど、そういったも施設の整備だとか、さまざまな条件で特例子会社などをつくって、法定就労率を引き上げたりだとか、そういった工夫も、この間、実際にはされてるところで、これはこれでとっても大事なことですし、どんどん進めていっていただくと本当にありがたいなというふうに思います。

ただし、先日、私、たまたまある青年に伺いましたら、この方、障害のある方なんですけど、福祉就労で特例子会社に勤めに出たら、ある大企業のところの特例子会社に行ったら、職場で、言いづらいんですけど、いじめに遭いまして、非常に障害を持ってるということを理解してもらおうというのは難しいというようなお話も聞きまして、そういう障害者差別解消ということも、この間、法整備もされつつありますので、合わせてぜひ職場の開拓をしていただければというふうに思います。

続きまして、就労に適応がなかなかできない方という方も結構いらっしゃいます。そういう方々が、社会的なつながりを維持するための支援について、また精神障害者地域生活支援センターウエルカムもありますけど、計画でも利用者数が今後急増する見込みとされています。今後の利用については、どのようになる見通しをお

持ちでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 精神障害者地域生活センターウエルカムについてでございますが、第4期の障害福祉計画におきまして、地域活動支援センター1型の利用者を、平成27年度が130名、28年度が233名、29年度が246名と見込んでおります。この増につきましては、旧みのり福祉園で行っていましたが地域活動支援センター2型が1型に移行をすると。その分の利用者の増を見込んでいるものでございます。ウエルカムの利用者につきましては、平成27年度実績で登録者数が132名、年間利用者数が1万2,505名ということで、この数値につきましては、ここ数年、横ばいもしくは微増という状況で、今後も同様の推移と見込んでおります。

ウエルカムにおきましては、相談支援のほか交流室の利用、生活支援や就労準備のためのプログラム事業等を行っており、今後も精神障害者の方の地域生活を支えるための重要な役割を担うというふうに考えております。

以上です。

○1番（森田真一君） ウエルカムでは、私もいろいろな相談で大変お世話になって、頑張って活動されてるんだなということはお見かけするんですけども、ウエルカムに通われている統合失調症の50代になるDさんの例ですが、この方、40代前半ぐらいまで建設現場などで一般就労もしていたんですけども、加齢に伴ってだんだん体力が衰えて、一般就労はおろか以前よりも入退院を繰り返す時期も短くなって、就労に耐えられなくなったというお話を聞きました。仕事を失うと社会との接点がなくなって、一層社会から必要とされなくなっていくって感じるのが、一番苦痛だと言われていました。

先日、NHKの教育テレビで放映された北海道の精神障害者の就労支援B型の施設で、浦河べてるの家という事業所があるんですが、この取り組みが紹介されていました。これは入院や投薬に傾きがちな従来の精神科医療に対して、ここでは就労の場を中心に当事者同士のコミュニティーや、地域住民との交流によって従来以上の病状の改善が図られているため、世界的にも注目をされていると言われていました。地域の特産品の製造販売などの担い手としても、地域になくはならない存在として、精神障害を持つ人々が受け入れられてるといふ、こういう様子を紹介されておりました。ここまで成功例とまでは言わないですけど、大なり小なり、やっぱりこういう方々が職場や、そういう居場所に期待することを端的にあらわしてるんじゃないかなというふうに思います。

精神保健医療の分野でも、施設から地域へという流れが進められてる中で、これらの場が充実しなければ、地域生活は豊かなものにはならないと思います。市内の精神保健福祉手帳の所持者は、27年度の行政報告書では673人、自立支援の医療の利用者も含めると1,371人になりますから、およそ2,000人ぐらいの方が、何かしらの形で心に障害や病を感じていらっしゃる、こういう方になりますから、これだけのボリュームのある市民の要求をきちんと支えていくということが、大事なのではないかなというふうに一言、つけ加えさせていただきたいというふうに思います。これにつきましては、これを持ちまして、ぜひお力添えいただきたいということをお願いしたいと思います。

続きまして、次に高齢者の医療、介護の負担についてとなります。

伺いますが、国は後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置を段階的に政令本則に戻すことを決定しましたが、平成29年度の見直しの内容について、どのようなものなのか教えていただければと思います。

○保険年金課長（越中 洋君） 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の平成29年度の見直し内容でございますが、保険料の算定に用います基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対する所得割額の50%

軽減措置につきましては、20%というふうに見直すものでございます。被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する均等割額の9割軽減につきましては、これを7割軽減とするものでございます。所得割額につきましては、賦課開始時期を引き続き検討するという事になってございます。なお、東京都は後期高齢者医療広域連合で行っております所得割額の独自軽減措置、こちらにつきましては平成29年度は継続すると、そういうことになってございます。また、被保険者均等割額の8.5割及び9割の軽減につきましては、低所得者に対する介護保険料の軽減ですとか、年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施するとされておりまして、それまでの間は継続されるということでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

今御説明によりますと、収入によって影響が違うということになるのかと思います。総所得金額58万円以下の方、これまでも軽減特例の対象外であった方については変更はないということで、見直しによる影響は、そこはないということですね。高齢者の方は、多くは年金収入のみの方ですが、年金収入区分ごとにはどのような影響が出るのか教えていただけますでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 軽減特例によりまして、影響を受ける被保険者の方でございます。東京都の後期高齢者医療広域連合では、幾つかのケースに分けて試算をしております。そのケースをもとに御答弁させていただきたいと存じます。

なお、この中で平均所得割額という言葉が出てまいります。こちらにつきましては東京都全体の軽減額から推計したものでございます。

1つ目のケースでございますが、単身世帯で公的年金収入のみの方で、年金収入額が150万1円以上、168万円以下では、所得割軽減額は100%から70%となり、平均所得額は4,081円の増額となります。173万円以下では、所得割軽減額は75%から45%となりまして、平均所得割額は5,442円の増額、194万5,000円以下では、所得割軽減率50%が20%となり、平均所得割額は1万1,292円の増額。211万円以下では、所得割軽減率が50%から20%となりまして、平均所得割額は1万5,781円の増額となります。150万円以下及び211万1円以上の方につきましては、所得割軽減特例の影響はございません。

2つ目のケースといたしまして、夫婦2人世帯で夫の収入が公的年金のみ、妻の収入が公的年金80万円の場合でございます。1つ目のケースと同様に、公的年金収入が150万円以下及び221万1円以上の方では、影響はございません。また、168万円以下及び173万円以下では、1つ目のケースと同額でございます。211万円以下では、所得割軽減率20%、平均所得割額は1万5,781円の増額となります。

なお、両ケースともに均等割軽減率に変更はございません。

最後に、3つ目のケースになるんですが、単身世帯の元被扶養者で、収入は公的年金のみ、所得割額はなしという場合でございます。公的年金収入80万円以下では影響はございませんが、168万円以下では均等割軽減率9割が8.5割となりまして、保険料額は2,100円の増額、168万1円以上では、均等割軽減率、これまで9割だったものが7割となりまして、保険料額は8,500円の増額となります。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 29年度は被用者保険の被扶養者を除けば、均等割額の見直しは行わないということで、人数は限られるとしても、その影響は少なくないかというふうに思います。東大和市の被保険者に係る影響については、どのように捉えられてるか教えてください。

○保険年金課長（越中 洋君） 平成27年度の東京都後期高齢者医療広域連合の決算資料に基づきまして御説明差し上げます。

所得割の軽減区分ごとの数値でございますが、賦課のもととなる所得は、所得金額が150万円以下、70%軽減の対象者の方は現在258名、平均所得割額は1,703円の増額と見込んでございます。20万円以下、45%軽減の対象者の方は98名、平均の金額につきましては4,316円の増額。58万円以下、20%軽減の対象者の方は580名、平均の所得割額は9,598円となるものでございます。また、被用者保険の元被扶養者への影響でございますが、これまで一律で9割軽減でございましたが、公的年金収入ごとの影響額をお示しすることができませんが、全体の数値で御説明させていただきますと、影響を受ける対象者の方は301名、平均保険料額は4,540円の増額と推計しております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 続きまして、医療費に関してなんですけれども、家計に対して負担が大きく、この負担が過度なものとならないように、月ごとの自己負担額を超える部分について、償還払いされる高額療養費の制度がありますけれども、29年の8月から高齢者の高額療養費制度が見直しが行われます。見直し内容はどのようなものかということも教えてください。

○保険年金課長（越中 洋君） 高額療養費の見直し内容でございます。高額療養費につきましては、制度の持続可能性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担のあり方を求める観点から、高額療養費の算定基準を見直すといったこととなります。激変緩和のため、2段階での施行として、現役並みと一般区分では、現役世代と同様の限度額とするとともに、住民税非課税区分につきましては、現行のまま据え置きとなります。

具体的な変更点でございますが、第1段階では現役並み区分の外来上限額を月4万4,400円から5万7,600円に、一般区分の外来上限額を月1万2,000円から1万4,000円に、世帯限度額を4万4,400円から5万7,600円に引き上げるものでございます。平成30年8月からの2段階目では、現役並み所得区分を3つの区分に分けた上で、外来世帯を統一しまして上限額を引き上げ、一般区分の外来上限額を4,000円引き上げるものでございます。なお、一般区分の外来の自己負担額の合計額に、年間14万4,000円という上限を設けるとともに、世帯限度額につきましては、1年間に4回以上、高額に該当になった場合に、4回目から限度額が現行と同様の4万4,400円となります。多数回該当といった制度を設定するものでございます。これによりまして、継続的に医療受診をされてる方、1年を通じて高額療養費が該当となっている被保険者の方の負担増に対しては、一定の配慮がなされているものとなっております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） この中で、非課税区分の方ですとか、また定期的に医療受診をしてる方への今、一定配慮がされてるということですが、東大和市の国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者には、具体的にはどのような、影響額、含めてありますでしょうか。想定されますでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 初めに、後期高齢者医療制度の影響でございます。東京都後期高齢者医療広域連合の資料をもとに、平成28年11月計算分、1カ月当たりの影響につきまして試算が出てございます。一般区分の外来では86件、37万2,556円、世帯では60件、220万5,451円、現役並み区分の外来では6件、9万684円、合計では152件、266万8,691円が今後、高額療養費の対象外となるものでございます。

次に、国民健康保険の影響でございます。平成29年2月決算分1カ月当たりの影響でございますが、一般区

分では外来が3件、1万5,564円、世帯では33件、19万3,578円、現役並み区分の外来では3件、1万5,564円、合計では100件で26万6,615円が、今後対象外となるものでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今お話、伺いますと、後期高齢者でいうと一般区分の外来、世帯では220万60件で割ると大体1件3万6,800円ということで、非常に大きい数字なんだなということを思いました。

もう一つ、伺いますが、年金所得、100万円の単身者の方で、最近、お話、伺ったんですけども、後期高齢者保険と介護保険、保険料負担合わせると年間20万円ぐらいになる、つまり所得の2割が賦課されると。高齢者の入院時の保険外負担、それからまた寝巻きですとか、保険外負担ですよ。こういったものの支出が、月に2万7,000円近くになり、大変苦しいという御相談も受けました。負担増により、サービスが受けられなくなるというようなことが心配をされます。入院見舞金などはなくなりましたが、負担軽減策が求められているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○市民部長（関田新一君） 後期高齢者医療に対します軽減措置ということで、答弁をさせていただきたいと思えます。今回の見直しにつきまして、東京都の後期高齢者医療の広域連合では、平成29年度につきましては現行の軽減措置、独自の軽減措置でございますが、これは継続をするということで確認をされているところでございます。また、低所得者対策といたしまして、平成29年の4月からは均等割額に関します軽減対象の拡充ということが行われるということでございます。また、高額療養費制度の基準の引き上げにつきましては、低所得者に配慮をした区分につきまして、上限額の引き上げは見送られるということになってございます。このように影響額を最小限にとどめるという策がとられているところでございます。当該制度につきましては、全国一律の制度ということが基本でございますことから、新たな負担の軽減策につきましては考えていないということでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） あわせて、高額介護サービス費の引き上げも、ことしの8月から一般区分で月額3万7,200円から4万4,400円になるとされております。これについては、市内ではどのような影響が出るか、おわかりになりますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護保険の高額介護サービス費の引き上げの関係でございます。市内の影響ということではございますが、現在4万4,400円の月額の方が30名いらっしゃいます。それから、自己負担限度額が3万7,200円の方が137名いらっしゃいますけれども、3万7,200円から4万4,400円になる方の対象者でございますけれども、恐縮です、システムがちょっと対応していないということから、見込むことが困難という状況でございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） また、来年3月からは3割負担も導入されると今報じられております。対象は単身世帯で年収340万円、2人世帯では463万円以上の世帯が対象とされているとありました。年金受給者の中で、比較的高額の年金収入の方であるかのように見えますが、以前、尾崎議員が紹介したとおり、補足給付の削減などがあった際に、負担増によって人生設計が狂ったという表現してましたけど、老人ホームから退所を考えなければならないと、こういうケースなんかもやっぱり出ております。今後、同様の事態が続出しないかと心配をされるんですが、影響を受けると考えられる人数など、どれぐらいになるか等、市の認識もこの際、伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 施設入所者の方の人数ということと、市の認識ということでございます。

まず、3割負担の人数ということなんですけれども、全体の3%の方が該当するという国の説明がございます。それから、施設入所の方の退所ということの認識ということだろうと思えますけれども、これも国の説明ですけれども、特別養護老人ホーム等に入ってる入所者の方については、費用額の2割相当分が、既に上限額、負担上限額の4万4,400円に、上限額に当たっているという方が多いので、3割負担になっても、負担増になることはない、ほとんどないということで、市といたしましても施設に入ってる方の影響というのは少ないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番(森田真一君) 2015年の介護保険制度の——私たちに言わせれば改悪になりますが、一部負担、2割負担が導入されて、施設利用時の食費、居住費の補足給付も一部打ち切りとなりました。介護施設運営者がつくっている21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会という団体があるんですが、この調査によりますと支払い困難による退所者が100を超える施設で出てきていると。待機者が多い特別養護老人ホームなどの場合は退所者が出てすぐ埋まってしまうので、受給者数の変化では実態があらわれてこないんだと、経営者の方々は言われていました。利用料の滞納、それから日用品の買い控え、また特に最近目立つのは家族を含めた生活苦などが大変多く見られると、この報告の中では言われているんです。

こうした市民の困窮のさまというのは、本当にさまざまではあるんですけども、これは実は先日、市に御相談させていただいたEさんという方のケースなんですけども、この方、御自身まだ60歳ぐらいですかね、9歳の母親が入院中で、その保険外負担の支払いに非常に困っているというお話を聞かされました。いろいろ聞いてみますと、背景には障害がある御家族や、またシングルマザーで育児に追われている御家族の世話を御自身が一身に引き受けながら、一方で生活苦で多重債務になったり、国税の滞納が出たりというようなことで、いよいよ本人の力だけではどうにもなくなって、私どものところに相談に訪れたという事例でした。これについて、幸い納税課や、また生活福祉課、それからそえるの皆さん、窓口でさまざまなお知恵を貸していただいたことで、どうやら事なきを得ることでおさめられそうだということで、私、市の相談能力って本当にすごいなと思って、こうやって職員の皆さんが知恵を寄せると、ここまでできるのかと思って、大変感謝をしているんですけども。

こういう事例、1つ見ても、まさしく家族を含めた生活苦と、この高齢者の負担増ということが大きく結びついてるというのは、やはりこの報告に納得ができるところであります。2割負担導入、補足給付の制限ですとか、前回改定によって高齢者や、その家族にどう実態があらわれているのかということ、今、国は検証もまだしていません。国は本当にしっかりこういうことを検証すべきでありますし、またそれもしないうちから国庫負担削減ありきで3割負担などを決めるということは、本当に許されないんじゃないかと、私、ちょっと言葉強いかもしれませんが、思ってます。

御存じの方も多いたと思うんですけど、この1日にニュースで流れましたけども、八王子で84歳の男性が81歳になる奥様を自宅で首を絞めて殺害したということで、逮捕されたっていう事件が報じられていました。この方は、奥様が認知症がひどくて、介護に疲れ果ててということで供述してるんですけども、無理心中を図ったということで、御自身も大量の睡眠薬を飲んだんですが、一命を取りとめられて、救急隊がここに駆けつけたときに、もうろうとしながらこの旦那さんが、「母ちゃん、母ちゃん、ごめんな、60年も連れ添ったのに」って、うわ言のように繰り返し言われていたっていうことも報じられております。私は、本当に無念であつたらうなど、手をかけたほうも、かけられたほうもですけども、この悲劇を本当に二度と繰り返してはなら

ないということと言えますと、高齢者は介護サービス等から遠ざけられ、切り離されることが、将来、日本にとってどういうことなのかというふうに、改めてこの事件で考えさせられたような気がします。

今回はこの事例にとどめますけども、まだまだこういった御相談なんかも、私たちもお話、何人かの方から聞かせていただいて、その都度、市役所には力をかしていただいて、励まされてるところでありますけども、根底としては先ほどもおっしゃったとおり、国の制度の改悪から始まっている話でありますから、ここのところを本当に正していくということを、自治体からもぜひ発信していただいて、私たちは私たちの立場でやりますけれども、そういったところでぜひ力を発揮していただければというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす8日から10日及び13日から17日の8日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（関田正民君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 4時50分 散会